

令和3年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和3年9月28日（火）午前8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	宮田 竜二 君
委員	山田 龍治 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	平原 志保 君	委員	仮屋 国治 君
委員	池田 綱雄 君	委員	新橋 実 君
委員	池田 守 君	委員	蔵原 勇 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	松枝 正浩 君	議員	植山 利博 君
----	---------	----	---------

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	八幡 洋一 君	農政畜産課長	鎌田 順一 君
林務水産課長	市来 秀一 君	耕地課長	塩屋 一成 君
林務水産課課長補佐	奥 芳生 君	耕地課課長補佐	川崎 千秋 君
農政畜産課主幹	西溜 和幸 君	農政畜産課農政第1G長	淵ノ上 博己 君
林務水産課主幹	谷口 誠一 君	林務水産課主幹	山本 秀一 君
耕地課主幹	小濱 健一 君	耕地課管理G長	蔵元 賢一 君
農政畜産課主幹	中吉 康昭 君	農政畜産課主幹	内村 光孝 君
農政畜産課農政第1Gサブリーダー	阿部 弘光 君	林務水産課水産Gサブリーダー	清藤 明夫 君
農政畜産課畜産グループサブリーダー	住吉 康賢 君	林務水産課森林土木Gサブリーダー	臼井 健二 君
耕地課管理グループサブリーダー	富永 良 君	耕地課耕地第2グループサブリーダー	西 和樹 君
農政畜産課農政第1Gサブリーダー	今村 康朗 君	農政畜産課農政第1Gサブリーダー	大保 英一 君
農業委員会事務局局長	内田 大作 君	農業委員会事務局課長補佐	古江 洋一 君
農業委員会事務局振興農地グループサブリーダー	中村 真貴子 君	農業委員会事務局振興農地グループ主査	山下 良太 君
農業委員会事務局振興農地グループ主査	剥岩 泰三 君		
教育長	瀬戸上 護 君	教育部長	池田 宏幸 君
教育総務課長	西 敬一朗 君	学校教育課長	阿多石 英樹 君
学校給食課長	堀ノ内 敬久 君	社会教育課長	新門 勝利 君
国分図書館館長兼メディアセンター所長	北井上 真悟 君	メディアセンター副所長兼管理図書G長	上村 勉 君
国分中央高等学校事務長	堀之内 真一 君	学校教育課長補佐	久留 理剛 君
社会教育課長補佐	慶田 弦 君	教育総務課主幹	徳田 章 君
教育総務課主幹	町田 信彦 君	教育総務課主幹	堀ノ内 周作 君
学校教育課主幹	濱尻 市子 君	社会教育課主幹	久木田 勇 君
国分図書館主幹	山口 由美 君	社会教育課文化財グループ長	堀之内 清子 君
隼人学校給食センター主幹	安栖 賢一 君	溝辺学校給食センター主幹	森 裕之 君
横川学校給食センター主幹	永山 良男 君	牧園学校給食センター主幹	末永 優二 君
霧島学校給食センター主幹	松元 政和 君	牧之原学校給食センター主幹	宅間 正明 君

国分中央高等学校主幹	徳留 要一 君	学校教育課指導事務グループ長	望月 美信 君
学校給食課学校給食管理グループ長	竹下 裕一郎 君	学校教育課学事グループ長	濱田 香織 君
社会教育課学習支援グループ長	井上 寛昭 君	教育総務課教育施設Gサブリーダー	小濱 直人 君
国分図書館管理図書Gサブリーダー	久木田みどり 君	隼人図書館サブリーダー	前畑 義和 君
学校教育課管理事務グループ指導主事	前山 隆史 君	学校教育課指導事務グループ指導主事	前原 祐亮 君
学校教育課指導事務グループ指導主事	橋口 恭司 君	学校教育課指導事務グループ指導主事	上唐湊 武 君
学校教育課安全・保健体育グループ指導主事	菊永 大樹 君	メディアセンター指導主事	時任 志郎 君
中央高校サブリーダー	川野 洋也 君	社会教育課文化財グループサブリーダー・主査	坂元 祐己 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 森 伸太郎 君

7 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第84号 令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前8時56分」

△ 議案第84号 令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（木野田誠君）

ただいまから決算特別委員会を開会します。本日は決算関係13件のうち、1件の審査を行います。まず、議案第84号、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、農業委員会事務局関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

令和2年度の農業委員会の決算について説明いたします。はじめに、令和2年度の農業委員会の構成は、議会の同意を得て市長が任命する農業委員19名と農業委員会において委嘱する農地利用最適化推進委員21名の計40名となっております。事務局につきましては、8名体制となっております。次に、農業委員会が行う業務は、農地法や農業経営基盤強化促進法などの関係法令に基づく、農地の権利移動や転用等の許認可を行う法令業務のほか、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な業務とされ、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等の取り組みを実施しております。それでは、令和2年度の決算の内容について御説明申し上げます。令和2年度の農業委員会の決算につきましては、歳入合計が1,285万8,577円となり、前年比20万2,411円の減。一方、歳出は8,880万7,030円となり、前年比185万1,205円の増、歳出の予算現額に対する予算の執行率は98.9%となっております。なお、歳出決算額の前年度との比較による増加は、報酬、人件費の増によるものが主な要因であります。それでは、令和2年度決算に係る主要な施策の成果について説明いたします。主要な施策の成果は142ページになります。令和2年度の具体的な取組といたしましては、月1回開催の定例総会のほか、農地利用最適化推進会、現地調査を実施しております。農地法等に基づく事務処理状況につきましては、農地法第3条による権利移動153件、農地法第4条による転用49件、同じく第5条の権利移動を伴う転用272件など、昨年度は1,922件の許認可事務を行っております。農地の利用の最適化に関する取組としましては、例年実施する農地利用状況調査において、地図システムを搭載したタブレットを活用して市内の農地を調査し、遊休農地と判断された農地について、所有者へ意向調査を行ないました。また、貸したい・借りたい農地の総点検活動として、農地の所有者宅を訪問し、将来的な農地の利用意向等を把握するためのアンケート調査を実施しました。これらの施策の成果といたしましては、関係法令等の各種勉強会を実施した

ことで、委員の資質向上が図られたことや、総会の審議過程や結果を会議録としてホームページで公表することで、許可判断の透明性と公平性の確保が図られたこと、また、農地利用状況調査におきましては、耕作放棄地の未然防止に努めるとともに、森林・原野化した農地について非農地通知を発行することにより、活用する農地の明確化が図られたことなどが挙げられます。以上で、令和2年度農業委員会の決算についての説明を終わります。御審査のほど、宜しく願いいたします。

○委員長（木野田誠君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

令和2年度で農地が不正に農地以外に転用されていたとか、住民の方から、そういったいろいろ苦情とかが来ると思うんですけども、どれぐらい案件がありましたか。

○農業委員会事務局振興農地グループ主査（山下良太君）

令和2年度の利用状況調査でございますけれども、委員の利用状況調査の無断転用疑いがあるものは44件となっております。

○委員（新橋 実君）

それは利用状況調査だけで確認されただけであって、住民の方からここはおかしいんじゃないかとかというような苦情も来ると思うんですけど、そういったものも含めて44件ということですか。それは農業委員のメンバーが確認した調査ですか。

○農業委員会事務局振興農地グループ主査（山下良太君）

ただいま申し上げた44件につきましては、純粹に農地利用状況調査による結果となっております。住民からの問合せは含めておりません。

○委員（新橋 実君）

住民からの問合せについては全然対応していないという理解でいいですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

その44件につきましては、委員が見た件数でございます、その中には住民のほうからもおかしいんじゃないかというのはものも、もしかしたら含まれているかもしれません。その整合性はとっておりませんので、利用状況調査で委員が判断した44件と申し上げたところでございます。

○委員（新橋 実君）

この農業委員の仕事ですけれども、その地域に農業委員の方が張りついていらっしゃると思うんですけれども、その農業委員の方が例えば住民の方から苦情があった場合、それに対して対応する義務とか権利とか、その辺はどうなんですか、あるんですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

農業委員、農地の貸し借りではだけではなくて、利用状況調査等で全ての農地を確認しております。当然、そこで違反の転用があるもの、耕作されていないもの、そのようなものがありますと、当然、その所有者に対しても指導をしていくというような立場にあると思います。

○委員（新橋 実君）

そういったものが実際、農業委員会のほうにどれぐらい上がってくるのか。その44件以外に上がってきたものがあるんですか。今、44件と言われましたけれども、私はまだそれ以外にたくさんあると思うんですけれども。農業委員さんから直接こういうのがあったというのがどれぐらい上がってきていますか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

先ほど山下が申し上げたのは、令和2年度の調査件数44件でございます。これまでも毎年毎年、利用状況調査を行っておりまして、数というのはその年その年、結構上がってまいります。そのよ

うなことを考えますと、44件にプラスアルファの件数が相当あるというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

いろいろあるわけですが、その44件で解決された案件というのはどれぐらいあるんですか。

○農業委員会事務局振興農地グループ主査（山下良太君）

農地への復旧ということで無断転用だけではないんですけれども、遊休農地の解消も含めるんですけれども、一応402件上がってきております。面積で申し上げますと32万9,202㎡、農地へ解消された。これには無断転用の解消も含まれております。

○委員（新橋 実君）

農業委員が、先ほど言いましたけれども何名ですか。人数を言われましたよね。各農業委員は地域ごとに決まっていると思うんですけれども、この農業委員はどこ地域を担当しているという、そういう公表はされていらっしゃるんですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

今年、改選がございました。今回初めて農業委員会だよりというものを発行いたしました。その中で農業委員19名、農地利用最適化推進員21名の顔写真を載せたものを配布を致しております。その中で農業については地区担当制というのはございません。農業委員は全ての地域を見るということで、地区の担当制はございませんで、逆に農地利用最適化推進員はその地区でしか活動ができないというふうに決められております。その農業委員会だよりにつきましては、どこの担当だというのは全て公表しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

聞くところによると、認定農業者が何かいらっしゃいますけれども、例えばその地域に農地を売りたい買いたいという方がいらっしゃれば、この認定農業者も前もってその農地を把握されて、すぐそこを売買するというような話も聞くわけですが、そういったことは今までありませんか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

我々の職務というのは、基本的に担い手に対して農地を集積をする。その担い手というのは当然、認定農業者も含まれます。認定農業者の方々に農地をあっせんをしていくわけなんですけれども、その中に当然、農業委員さんもいらっしゃいます。ただ、農業委員だからといって、農地の購入ができないわけではございませんで、どうしてもその中で農地の購入者がいないとか、借りる方がいない場合は農業委員が借りることもございます。

○委員（新橋 実君）

だから、その農業委員の中に認定農業者がいらっしゃると、その方が前もって分かるわけですよね。ここは売りに出ていると。そういうことであれば、そちらのほうが先に手を回して結局、実際諮られる前に買い取ってしまうというようなケースがあったらいいんですよ。そういったことに対しての縛りとかないんですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

今、言われるのは事前に情報を知っていて、先に農業委員が購入してしまうんじゃないかというようなことであろうかと思えます。農業委員の中と推進員の中には認定農業者と言われる方が相当数、実はいらっしゃいまして、その方々は農地の面積拡大を当然したいというふうに思ってもらえる方でございます。その方が農業委員、推進員になったから、面積の拡大ができないというのは、ちょっと不公平であろうかと思えます。ただ、事前に知った情報を今、言われるように、先に購入するというのは、これは農業委員、推進員としてはちょっとどうかというところがございますが、特にそこらの規制はございませんので、もし、そのような事実がございましたら、モラルとしてどうなんですかということを周知をしてみたいというふうに考えます。

○委員（新橋 実君）

そのところはしっかりと農業委員会の中でも話をさせていただきたいと思います。先ほど言いましたけど、農地の不正使用、不正利用というのは非常に多いようですので、農業委員の方に年に1回のパトロールだけではなくて、住民の方から苦情があった場合等は早めに対応していただいて、農業委員の方がいらっしゃるということを知るといことは非常に大事かと思っておりますので、そういったものも広報誌等でもぜひとも流していただくということも大事だと思います。今後どうですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

農業委員、あと推進員の活動というのがなかなか周知をされていないというような御質問だったかと思っております。確かに、これまでの委員さんというのは総会等において許可するうんぬんというのがメインでございましたが、前回の委員から各お宅を回るアンケート調査、あと利用状況調査もなんですけど、特にそのアンケート調査におかれましては、実際、農家さんとお話をします。そこで、農地の相談というのを数多く受けております。それらについては報告書というものを必ず出させていただいておりまして、その中でたくさんのそういう相談内容を受けているというようなものもございますので、そこら辺はしっかり活動していただいているというふうに考えます。

○委員（池田綱雄君）

関連ですが、農地を売りたいというのは農業委員会にも来るわけですよね。それを農業委員が先に知るというか、そして自分で買い取るというような、そんな苦情をたくさん聞くんですよ。例えば坪当たり1,000円とか2,000円で物すごく安くで買っていると。私はもっと高くで買うんだったのに分からなかったという苦情がたくさん来るんですよ。そんなのは農業委員が前もって調べて、どこどこが売ると先取りして全部買ってしまおうというようなことがあって、本当にこの苦情多いんですよ。そこ辺はどう思いますか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

実際、事務局にも少し苦情は上がってきております。2度、委員のほうには、こういうことはあってはならないというものですよということの周知はしております。ただ、そういう声が多いというのであれば、総会若しくは推進委員会において、もう一度、念押しをしたいと思っております。こういうことは、モラルに反するんですよということで強く話をしたいと思っております。会長等にもそのお話は当然つないでいきたいと思っておりますので、しっかりそこは対応させていただきたいと思っております。

○委員（池田綱雄君）

市民が知る前にもう売買が進んでいると。私も買うのであったのにというのはたくさん聞きますよね。市民にはこういう土地が売りに出ているよというのは公表しないんですか。

○農業委員会事務局長補佐（古江洋一君）

あっせんにつきましては農業委員会のほうに売りたい、貸したい、買いたいというふうなことであっせんの申出があります。その中で売りたいという部分については推進委員会の中で、地区ごとに出てきました農地につきましては、推進員、農業委員に諮って、認定農業者等に声を掛けてくださいということで二、三人出てきましたら、それぞれあっせん会議というのを開くようにしまして、売りたい方の金額、書きたい方の金額等をすり合わせて、なるべく良い方向であっせんを進めていくように今、段取りをしているところなんですけど、今までは農業委員だけでしていた部分等がありますので、そこをちょっと変えていきたいというふうに思っております。

○委員（池田綱雄君）

恐らく、令和2年度も何十町歩とその人は買っているんじゃないかなと思うんですが、市民が知る前にもう勝負ありですよね。もう、売りたいというのが分かっているわけだから、そこに行って

買えば、さっさと買えると思いますよ。市民はそれが分からんわけだから。誰が売りたいか。そこらはどうなのかな。何かいい手立てはないものか。本当、農業委員会にも苦情が来ると思いますよ。来ているでしょう。私なんか本当たくさん聞くんですよ。あんな買い方ないよねとか。農家の方がかわいそうだがね。何かその手だてを考えてください。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

今言われるようなこと、私は決してあつてはならないと思っております。ただ、先ほどと繰り返しになりますけれど、認定農業者という方もたくさんいらっしゃいます。考え方としましては、そのような申出があった場合は、まずはその地域の方に声を優先的にかけてくださいと。その次に、どうしても買い手がいらっしゃらない場合は委員さんが購入するのは仕方ないですよと。このようなことも何度も周知は委員にはしております。もし、それが徹底されていないのであれば、もう一度強く、皆さんには指導していきたいというふうに考えます。

○委員（池田綱雄君）

今、おっしゃいましたように、まず、農業者にこういう土地が売りに出ているよと言って、買い手がなかったときには、そういう農業委員の方が買うというような、何かそういうシステムをぜひ用いていただきたい。要望しておきます。

○委員（平原志保君）

今の関連ですけれども、その売買の中で新規の人が買うチャンスというのはあるんですか。私も何件も頼まれて、農業委員会のほうに問い合わせた方に土地空いてないですかと聞いても、ないで終わるんですよ。新規で実家で農業をやっている、霧島に移ってきました。そして、農業のほうにシフトしていきたいという相談も受けるんですけれども、まず土地を見付けることができないというのは結構ネックになっていまして、そこに入り込む余地があるのかちょっと確認です。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

新規ということで、少し確認させてください。農地を全く持たない方がということでしょうか。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休憩 午前 9時23分」

「再開 午前 9時23分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

全く農地を持たない新規の方の農地購入というお話だと思います。農地法では新たに農地を購入する場合は下限面積というものがございまして、2反歩以上なければ購入ができないというふうになっております。ですから、よそで働いていて地元に戻ってきて農業を始めたいと言っても、実際なかなか農地が購入できないという実態はございます。ただ、農業の場合、何で下限面積が2反歩なのかといいますと、当然、その2反歩以上ないと、農業をやっている収益性が見込めないというふうなところもございまして、その下限面積というものが一応定められているわけでございます。現状としましては、その法律の中においても下限面積というものが、実は定められておまして、法律でいう下限面積というのは都道府県は50a以上です。この下限面積というのは市町村の裁量にあつて下げることが一応できるというふうになっておまして、霧島市においては25aまで下げているというふうなところでございます。全くの新規就農者ということで、例えば、農政等の助成金等を頂きながら行う農業、そういう方については農地法3条の中の下限面積の特別な項目等もござ

いまして、それに該当すれば20 a 以下でも購入することは一応できるようになっております。

○委員（宮内 博君）

農業委員会の大きな仕事の一つに耕作放棄地などをいかに減らしていくのかという重要な取組があると思うんですけれども、そこでお尋ねしたいのは、令和2年度中に耕作放棄地として認定された面積、地域別に前年度と比較してどういうふうになっているのかということが分かっているかという点についてお示しただけませんか。

○農業委員会事務局振興農地グループ主査（山下良太君）

地区ごとにちょっと手元に資料がないんですけれども、令和2年度の遊休農地の面積につきましては21万2,876㎡でございます。232筆でございます。令和元年度は314筆、31万3,182㎡です。

○委員（宮内 博君）

地域別のもは持っていないということですが、事務局のほうに行けばあるということですかね。後で資料で年間でどういうふうが増えたのかということも含めて、お示しをいただきたいと思いますが、実績としては10万㎡ぐらい少なくなっているという報告ですよ。それで、実際、どの地域で解消が進んだのかというようなことも今、資料がないという話でしょうか。

○農業委員会事務局振興農地グループ主査（山下良太君）

総体的な霧島市全域は持っているんですけれども、地区ごとののがございませぬので、後ほどまた御提示させていただければと思います。【資料提供あり】

○委員（宮内 博君）

実際、耕作放棄地は、特に圃場整備が進められていない中山間地域等で本当に目立って増えてきているというのが現状だろうと思うんですよ。ただ、正確に数字が反映されているのかなっていうふうに思うんですけれども、今の報告では前年度実績からすると、その筆数で八十数筆、面積で10万㎡というふうに減少しているという話ですけど、実際にどれほどこれが現状を捉えているのかなっていう点では、今度の事業費の契約の報告の中にも農地利用状況調査支援システム等でありませぬけれども、これはどんな段階でどういうふうに調査をなさっているのか、その辺を基礎的な調査方法も含めてこの筆数等についても、どういう形で挙げられた筆数なのかについてお示しください。

○農業委員会事務局振興農地グループ主査（山下良太君）

毎年、利用状況調査、6月末から8月末について、令和元年度からタブレットを用いて行っております。8月末に各地区の委員さんに農地を見ていただきまして、基本的には農業委員会に持っております農家台帳システムですね、こちらの農地全てを見て回っていただいているところです。ただいま、委員のほうから御指摘ありました前年度より遊休農地が減少しているといったところでございますけれども、細かい数字はまた後ほど御提示させていただきたいと思うんですけれども、大きな要因と致しましては先般、国のほうから非農地、農地の非農地について迅速、また厳格に行いなさいということが通知がされております。これは何かと言いますと、既に原野化山林、山林原野化されている農地については、農業委員会は非農地として迅速に判断をいなさいという通知がきております。それに伴いまして非農地の筆数というのが、前年度よりは上がっております。これも一つの現象になった要因だと考えられます。

○委員（宮内 博君）

国からそういう通知があつて耕作がされていない所は非農地として扱うということで、いわゆる原野というような形なのかな。という形に取扱いをするのではないのかなと思いますけれども、それが実際にはどれぐらいなんですか。

○農業委員会事務局振興農地グループ主査（山下良太君）

令和2年度につきましては435筆、39万2,689㎡でございます。令和元年度になります。こちら

が183筆、17万4,862筆の非農地の判断をしております。

○委員（宮内 博君）

結局、耕作という形ではなくて、もう耕作を諦めて原野として認定するという面積が極端に増えていますよね。だから、本当に農業を営まれるという形にはなっていないということじゃないかと思うんですよね。数字的に10万㎡も減ったからと思ったら結局、ここでもう非農地として取り扱う、そういう作業を進めているということになっていて、きちんと田畑として耕作をされるというのはなかなか進んでないということだろうと思います。私のところにも余りにも耕作放棄地が広がっているのではとかならないかということで、認定農業者の方に直接私のほうから連絡を入れて、そして現地に来てもらって、そして現地の状況を見て、その方がやりましょうということで耕し始めて、恐らく2町歩ぐらいだろうと思うんですけれども、耕作放棄地が解消されたということで、地域の景観も物すごくよくなって、同時に地域の人たちも大変喜ばれているというのが昨年度ありました。だから、実際に農業委員の方たちのスタッフは30人近く、40人ぐらいいらっしゃるんだけど、そういう取組が本当になされているのかなど。先ほど新橋委員や池田綱雄委員からもありましたように、委員の人たちが自分たちの利益のために動くという、そういう状況があってはならない話ですので、そのところをもう少し農業委員会としてもきっちり職務を果たしてもらおうということをやっただけに、これも要請しておきたいと思います。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

少し、今の御質問からそれるかもしれないですけど、農業委員会は農地がもし荒れていけば、それを解消していくというのも確かに重要な業務ではございますが、最も重要な業務というのは耕作放棄地になってしまいますと、それを借りる方が見つかりません。ですから、耕作放棄地になる前に、生きている農地を使う方につなげていくということが非常に重要だと思います。やはり一、二年作られなくなってしまうと、すぐに非農地化してしましまして、先ほどから言うように非農地になってしまうと、10年もたてば原野化していくというようなことで、農地性というのは全くなくなるわけでございます。そういったことから、農業委員会としましても、そこら辺は何かしようかということで今、実は動いております、少し長い回答になるんですけど大丈夫でしょうか。これまでの委員が3年間、アンケート調査を致しました。そのアンケートの調査のデータを全て一つのリストにまとめまして、あと地図にもある程度落とし込んだものを作っております。それを基にそれぞれの推進会、実は昨日から始めているんですけど、その推進会におきまして、まず、地域の実態というのを見ていただきます。その見ていただいたものについて、今度それぞれの地区で協議をしていただく。その協議に基づいて、どここの地区を、まず、重点的に解消していこうとか、例えば面的集積を行っていこうとか、そのような活動を今からやっていこうということで今、準備を進めております。なかなか、その農地を動かすというのは非常に時間が掛かるものですから、すぐには結果は出ないとは思いますが、この活動がちゃんと動いていきますと、任期の3年の間には、ある程度の農地が解消されて、あと面的な集積ができるのかなというふうに思っております。あとは委員の皆さんに頑張ってくださいということになろうかと思っております。

○委員（宮内 博君）

耕作がされなくなると5年も経過するともう戻せませんよね。せいぜいその3年ぐらいまででしょうか。何とか伐採をして、元の農地に復元できるというのは。幾らでもこの原野化していくということでもありますので、だから機敏な対応が求められるという点が特徴だろうと思いますので、そういう対応方もぜひよろしくお願いします。

○委員（新橋 実君）

主要な施策の成果142ページですけど、この中で農地法3条、4条、5条と申請があるわけです

けれども、今のこの許認可に掛かる日数ですね。これはどういうふうな形になっていますか。

○農業委員会事務局振興農地グループ主査（山下良太君）

農業委員会の申請から許可までの流れと致しましては、毎月10日が締切日となっております。その後、現地調査なり、議案発送が中旬ぐらいにあるんですけれども、その後、調査なりしていただいて毎月の月末に総会を行います。3・4・5条はここで議決をしております。なお、4・5条につきましては、その後、許可相当の意見が農業委員会が出た後に、県の常設審議委員会がございますので、決まった案件はそちらのほうに諮って、さらにそこで許可相当の意見が出たものについて、4・5条については毎月10日頃、翌月の10日頃に許可が出ていくといったような流れになります。3条については、農業委員会の総会が終わった翌月の頭には許可が出ていくような流れになっております。なお、農地法の標準処理期間では、およそ4週間と定められております。

○委員（新橋 実君）

一番早いので4週間。一番遅いのでどれぐらい掛かるということで理解していればいいですかね。

○農業委員会事務局振興農地グループ主査（山下良太君）

ただいま申し上げましたのは標準の処理期間でございますけれども、基本的には3条についてはないんですけれども、4・5条については当然、県の開発、林発等の開発関係の許可もございます。そちらにつきましては県の指導により、開発の許可日と合わせることになっておりますので、そこについては期間は様々でございますけれども、長くても開発の期間によりますので、半年とか掛かるものも中にはございます。

○委員（新橋 実君）

民間の業者が開発許可申請を行うわけですが、非常に許可申請まで日にちが掛かるということと言われるわけですよ。許認可にもうちょっと早くならないかというようなこともと言われるわけですが、そこで聴きたいんですけど、例えば許可がおりた後は、もう許可がおりれば農業委員会からもう手を離れるのかということなんです。例えば宅地、5条にしても4条にしても3条にしても、特に4条とかあれですけど、造成する人がいますよね。田んぼだった所を造成して宅地に造成する。そこには看板を立てる必要があると思うんですけど、その辺についての指導というのはどこがするんですか。農地法の許可。

○農業委員会事務局振興農地グループ主査（山下良太君）

当然、県の開発許可、林発については表示をするように、恐らく決められているのではなかろうかと思えます。農地法については、以前は恐らく五、六年前は、農地法の許可書と一緒に看板、用紙なんですけれども、張りつけてくださいと、任意なんですけれどもお願いをしておりました。ただ、それも県のほうが、昔していた関係で本市においても同じような表示をするように指導したところなんですけれども、県のほうがその義務はないということで、ただいましておりません。それに合わせて、本市でも、一時転用については表示をするようには任意なんですけれどもお願いしておりますが、その他の工事については今のところ、表示するようにはお願いはしておりません。

○委員（新橋 実君）

ということは、隣接の方は知らないうちに、例えばその田んぼだったところを、もう造成をしてしまうということは、隣接の方は知らんということですよ。だから、急に田んぼだった所も宅地造成をするということであれば、もう訳が分からないうちにそうなってしまうわけです。昔は、今言われたように看板を立てて、5条申請、5条によって宅地開発をしますと。宅地にしますよというようなあれがあったんですけど、もう今はしなくていいと。もう勝手にやればいんだというようにいいんですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

一応、農地法の申請には、被害防除誓約書というものを必ずつけなさいというふうになっております。この被害防除誓約書の中身はどのようなものかという点、開発に関しては隣地に当然周知をすると。例えば、何か問題があったときにはもう自ら積極的に対処するというような誓約を必ずいただいております。ですから、当然そこで転用を行う際には、周辺の方々には当然話がいているものと思います。また、大体が行政書士を通じてでございますので、その辺の対応はしっかりしていただいているというふうに考えます。

○委員（新橋 実君）

宅造についても、高さが結構高い所については、今、盛土も結構問題になっていますけれども、30cmごとに締め固めしなさいとかいろいろあるわけですけども、全然そういうのが守られてないというようなこともあるんですけど、そこについては農業委員会が関係あるのかどうか分かりませんが、そういった指導というのはこれはどこがやるようになっていくんですか。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

まず、農地法の許可というものについて少し説明したいんですけど、農地法の許可というのは、基本的には農地を農地以外にしていいですよという許可になります。ですから、例えばそこに20階建ての建物が建ちますとか、そういうときにその建物の中身を審査することはございません。ですから、その周辺の農地に及ぼす影響がどうなのか。用水排水は大丈夫なのかというような視点から農地法の一応許可は出すということで、あくまでも農地を農地以外にするための許可でございます。造成等については、今言うように、必ずこうこうしなさいというのはこちらから指導はありません。あくまでもその計画についてきたものが、何十センチ上げますよというようなものでございましたが、その造成について周辺の農地に及ぼす影響はどうか。その造成をすることで用排水に影響はないのか。そういうようなものをみてから許認可を判断するということになるかと思いません。

○委員（新橋 実君）

小さい開発であれば、どうも指導するところはないということですね。大きい開発であれば、市とか県が、開発申請によってある程度、周辺のL型擁壁であったり、そういうことでこういう形にしなさいよというようなことはあるけども、例えば500㎡を下回るような造成については、どこも指導する所がないから勝手に造成しなさいというような形でどこも対応するところはないという理解でいいということですね。

○農業委員会事務局振興農地グループ主査（山下良太君）

私のほうから農地法の観点で申し上げますと、基本的には土地利用協議について、基本的に開発に係るものなんですけれども、これに逆に係らないもの、未満のものについては、当然、農地法の中で指導できる場所はしなければならぬと思っておりますけれども、開発関係についてはやはり土地利用協議が伴わないものはどこが指導するのかという御質問ですけど、農業委員会のほうで、その開発についての指導というのはちょっとできかねるところだとは思いますが。すいません。ちょっと答えになってないかもしれませんが。

○委員（新橋 実君）

今、その500㎡以下で開発に係らないところが、そういった、業者任せおいて非常にそういう高さが2mを下回るような造成であっても、そういう造成工事がなされているというような状況もあります。どこが言っているか、業者任せなものだから、後々、沈下とかになった場合は、家を造る方は非常に大変なんです。だからどこかが指導しなければいけないんですけども、そこを通るのは農業委員会か、そこしかないわけでしょう。指導するところ、指導ができるかどうかというのは別にして、そこを通るときにやはりそういうことをされるのであれば、関係課と共有していただい

て、やはりそういうことをしなさい、そういうことは大事ですよ。例えばそこにずれが出てくるわけだから。1 m50cmの擁壁を修理をしますからと。それであつたら30cm以内でローラーか何かで締め固めをしっかりと、後々、浮動沈下をしないような形にしなさいよ。宅造するのであれば、そういうことをやはり指導というかそういうふうなやはり行政指導というのは私は大事だと思うんですけど、その辺についてはどう思われますか、局長は。

○農業委員会事務局長（内田大作君）

はい、申し訳ございません。今、山下が申したとおりでございます、あくまでも我々は農地法の管轄でございます、ちょっとそれを超えるものについての指導というのはできかねるかというふうに思います。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休 憩 午前 9時41分」

「再 開 午前 9時43分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございます。これで農業委員会事務局の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時44分」

「再 開 午前 9時46分」

○委員長（新橋 実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（八幡洋一君）

議案第84号、令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての農林水産部の総括について、御説明いたします。決算書の106ページ、107ページをお開きください。農林水産業費の予算現額22億2,959万5,000円に対する支出済額21億975万4,785円のうち、農業委員会費を除いた農林水産部の支出済額は20億2,094万7,755円で、翌年度への繰越額が5億3,643万円です。まず、農政畜産課の農政関係では、活力ある農業の振興のため、経営所得安定対策推進事業を始め、中山間地域等直接支払事業、農地中間管理事業等を実施しました。また、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の国・県補助事業を活用して、農業施設の整備を行うとともに、鳥獣被害防止対策として、鳥獣被害防止施設や箱罠、捕獲網の導入などにも取り組みました。畜産関係では、畜産経営の安定と産地化を図るため、家畜導入及び保留補助事業を始め、降灰地域飼料作物確保対策事業、第12回全国和牛能力共進会推進事業等を実施しました。また農政・畜産の両部門において、市単独事業の担い手経営発展等支援事業を実施し、中核的担い手農家の育成を図りました。次に、林務水産課では、森林の持つ公益的機能の維持を図るため、松くい虫防除事業、林道整備事業、治山事業、市有林維持管理事業などを実施しました。また、漁港整備事業では、永浜漁港の本体工事にに向けた集落道の整備を行いました。次に、耕地課では、農村環境の保全を図る多面的機能支払交付金事業を始め、県営事業の導入によるほ場整備、農道及び用排水路等の生産基盤や生活環境基盤の整備、里道・水路等の法定外公共物の維持管理など、農作物の生産性向上や農作業の効率化を図るとともに、生活環境の安

全性の確保に努めました。また令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた農業者を支援する霧島茶生産経営継続支援事業や肉用牛肥育経営継続支援事業、林業事業体を支援する森林整備安定化対策事業などを実施し、経営安定や消費拡大等を図りました。最後に、決算書の156ページから159ページにございます、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費と、その他公共施設・公用施設災害復旧費では、農地及び農業用施設並びに林道等における被災箇所の速やかな復旧に努めました。以上が総括説明ですが、詳細につきましては、担当課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

農政畜産課の令和2年度決算に係る主要な施策の成果について御説明します。それでは、令和2年度決算に係る主要な施策の成果の72ページをご覧ください。主なものとしまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業では、8戸の経営体に対し総額4,202万4,000円を交付し、ハウスの被覆資材の更新、摘採前洗浄機や摘採機能付除灰機の導入により、降灰による被害の軽減や生産性と品質向上が図られました。中山間地域等直接支払事業では、集落協定を締結している58集落が行う317万6,158㎡の取組に対し、総額3,964万7,358円を交付し、中山間地域の農地保全や耕作放棄地の抑制に努めました。次に、73ページをご覧ください。環境保全型農業直接支援対策事業では、38名の方々による2万1,755aの取組に対し、総額2,400万2,600円を交付し、環境保全に効果の高い営農活動や先進的で意欲ある農業者の営農活動の普及推進を図りました。担い手経営発展等支援事業では、18戸の農家に対し、総額2,378万3,000円を交付し、農業機械の導入や施設整備により経営規模の拡大や作業の効率化が図られました。次に、74ページをご覧ください。鳥獣被害対策実践事業では、捕獲網や箱罠購入等の経費として77万1,580円、鳥獣被害防止施設を10地区で設置する経費として991万14円、緊急捕獲活動支援事業で2,498万5,800円を補助するなど農作物被害防止と有害鳥獣捕獲の推進・強化を図りました。次に、75ページをご覧ください。経営所得安定対策推進事業では、366名の方に、総額3億4,796万1,716円を交付し、多面的機能の維持・増進を図るとともに、持続的な農業生産活動の体制整備に向けた支援を行いました。農地中間管理事業では、協力金の対象となった農地は2,225aで、603万2,000円の協力金を交付し、担い手への農地の集積・集約に努めました。次に、76ページをご覧ください。農林水産業資金利子補給事業、農林水産業まつり開催事業、霧島茶生産経営継続支援事業および肉用牛肥育経営継続支援事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた農家等を支援し、経営安定や消費拡大等に努めました。次に、77ページをご覧ください。家畜導入及び保留補助事業では、257頭に対し976万1,000円を交付し、優良素牛の確保により生産率の向上と高品質の肉用牛生産へつなげ、畜産農家の経営安定に対する支援を行いました。降灰地域飼料作物確保対策事業では、2農場に3,375万5,000円を交付し飼料作物収穫調整用機械一式が整備され、作業効率の向上と生産コストの低減が図られました。第12回全国和牛能力共進会推進事業では、優良繁殖雌牛の導入推進で22頭、肥育技術の実証支援で5頭に対し122万5,000円を交付し、第12回全共へ向けた出品牛対策を行いました。以上で、農政畜産課に関する決算の説明を終わります。

○林務水産課長（市来秀一君）

続きまして、林務水産課の令和2年度決算に係る主要な施策の成果について御説明いたします。78ページをご覧ください。松くい虫防除事業につきましては、市内3地区の景勝松林の保全を図るため、景勝松94本に薬剤の樹幹注入を委託料201万8,500円で実施しました。また、高千穂河原周辺の松林における松くい虫の被害拡大を抑制するため、被害木40m³の伐倒及び破砕・焼却による駆除を委託料57万2,000円で実施しました。さらに、国分広瀬地区の景勝松にマツカレハの被害が発生したことから、薬剤散布による駆除を委託料9万9,880円で実施しました。林道等維持管理事業につき

ましては、市内全域の林道等において、排水施設や路面等の修繕、草払い、側溝清掃などの維持補修を修繕料12件395万8,900円、委託料11件771万640円、使用料及び賃借料8件197万9,641円、原材料費5件48万8,070円で実施し、林道等の機能維持と利用者の安全確保を図りました。また、国分地区の作業道の整備に伴う用地費として42万900円、梅雨前線豪雨による林道国分山麓線の倒木に車両が接触し損害を与えたことによる損害賠償補償金として4万8,193円を執行いたしました。林道整備事業につきましては、主な事業としまして、横川地区の大谷第2支線改良工事と牧園地区の荒平線改良工事を、工事請負費2,189万円で実施し、林産物の搬出機能の向上による除間伐その他の森林施業のコスト低減等を図りました。また、国分地区の林道国分山麓線における落石対策や牧園地区の林道専用道手洗線開設のための測量設計業務等で、委託料1,022万4,060円、林道佐賀利山線外1路線の整備で用地費2件13万2,000円、補償費4件42万6,385円を執行しました。次に、79ページをご覧ください。治山事業につきましては、福山高原陣地区の県単治山事業に対する負担金195万円により、森林及び市道の保全が図られました。森林整備安定化対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一時木材輸出や住宅建築が停滞し木材価格が下落したことにより、林業事業体は収益に多大な影響を受けたことから、売却時の木材の平均単価が一定の価格以下であるものを対象に、1m³当たり1,000円の補助金を交付しました。3林業事業体に613万4,000円の補助金を交付したことで、木材価格の下落による森林整備意欲の低下が抑えられ、継続的な森林整備の促進が図られたことにより事業継続の支援ができました。市有林維持管理事業につきましては、市有林の適正な維持管理や森林施業を行うものです。主な事業としまして、国の補助制度を活用した「ふるさとの森生産性強化対策事業」により、市有林21.39haの間伐を委託料1,521万5,000円、5,260mの森林作業道開設を委託料503万6,800円、また、次世代ふるさとの森再生事業により、市有林10.16haの保育間伐を委託料205万2,500円で実施し、市有林の適正な森林整備により、森林の持つ多面的機能の維持・発揮が図られました。次に、80ページをご覧ください。森林整備事業につきましては、造林補助事業等の国庫補助事業を活用し民有林において実施された、間伐118.18haに対し278万692円、再造林34.54haに対し155万4,300円、下刈168.42haに対し319万8,985円、集材路等1万7,306.5mに対し345万8,898円の上乗せ助成を実施し、森林所有者の負担軽減を図り適切な森林施業を推進することで、森林の持つ多面的機能の維持・発揮が図られました。森林環境譲与税事業（森林整備・森林管理）につきましては、森林環境譲与税を活用し、森林所有者に対する森林管理委託意向調査を委託料199万2,100円、市が経営管理を行う権利を取得した森林の保育間伐を委託料88万円で実施し、適切な経営管理が行われていない森林の整備を行うことで、森林の持つ多面的機能の維持・発揮が図られました。また、溝辺町の三縄榎迫市有林2.15haにおいて皆伐・再造林業務を委託料616万円、牧園町の宿窪田市有林0.87haにおいて皆伐・再造林業務を委託料226万3,000円で実施し、低コスト作業による皆伐・再造林の模範例を示すなど、再造林に対する森林所有者の意識啓発を図りました。漁港整備事業につきましては、永浜漁港への新たなアクセス道の機能を持つ、集落道整備工事を、令和元年度からの繰越分の工事請負費137万円で実施し、今後実施する本体工事に必要な工事用道路確保の進捗が図られました。次に81ページをご覧ください。現年補助林業施設災害復旧事業につきましては、梅雨前線豪雨により被災した箇所を早期機能回復のため、測量設計業務3件を委託料275万1,100円で、福山地区の林道中崎線など災害復旧工事3件を工事請負費3,254万円で実施し、利用者の安全確保を図りました。現年単独林業施設災害復旧事業につきましては、梅雨前線豪雨や台風により市内全域で多数発生した林業施設被害の早期機能回復を、修繕料17件947万7,600円、重機借上料81件3,266万8,241円、原材料費13件152万5,359円で実施し、利用者の安全確保を図りました。以上で、林務水産課に関する決算の説明を終わります。

○耕地課長（塩屋一成君）

続きまして、耕地課の令和2年度決算に係る主要な施策の成果について、御説明いたします。82ページをご覧ください。多面的機能支払交付金事業は、農村環境の保全活動を行っている農業従事者と地域住民を含めた活動組織に対して活動資金を交付するとともに、農地・農業用施設の長寿命化のための活動支援を行うもので、農地維持支払交付金として24組織に4,644万2,000円、資源向上（共同）支払交付金として23組織に2,758万9,820円、資源向上（長寿命化）支払交付金として11組織に1,733万2,500円を支出し、農地や農業用施設を取り巻く環境の保全と質の向上が図られました。県営土地改良事業参画事業は、農業競争力強化基盤整備事業など17地区で事業を行い、9億7,516万8,000円の全体事業費に対しまして、1億4,424万4,970円を市が負担し、農業用施設や生産基盤の整備により農業の持続的な発展や振興に寄与するとともに、安心安全なまちづくりに貢献しました。農道・用排水路整備事業は、市単独事業で軽微な改良や維持補修を実施するもので、修繕料6,749万4,412円、農業用施設の測量設計委託及び水路・農道の除草作業委託料547万6,900円、農道の土砂除去や水路浚渫、農道補修時の重機借上料などの使用料及び賃借料2,049万8,455円、水路転落防護柵の設置及びため池防護柵設置等に係る工事請負費761万4,200円を支出し、農業用施設等の機能向上や維持管理が図られました。次に、83ページをご覧ください。農業・農村活性化推進施設等整備事業は、隼人町嘉例川地区の湧水処理工事を実施したもので、工事請負費291万円を支出し、水田の排水が改善され、農業生産性及び営農意欲の向上が図られました。農業基盤整備促進事業は、横川町上ノ地区の農道舗装工費を実施したもので、工事請負費160万円を支出し、農地集積を推進する地域の作業道の整備を行い車両の安全な走行が確保されました。農地防災事業は、市内4箇所のため池ハザードマップ作成に係る委託料440万円を支出し、地域住民の防災意識の向上が図られました。また、隼人町住吉地区にある揚水機場改修工事及び溝辺町竹子地区内のため池防護柵設置工事に係る工事請負費1,020万円を支出し、農地被害や施設被害を未然に防止するとともに地域住民の安全が確保されました。次に、84ページをご覧ください。現年補助農地農業用施設災害復旧事業は、梅雨前線豪雨等により被災した施設や農地の速やかな復旧を図ろうとするもので、施設災害9件・農地災害15件の計24件について、主に工事請負費3,034万7,046円を支出し、営農活動に影響を及ぼすことがないよう短期間で復旧しました。現年単独農地農業用施設災害復旧事業は、小規模な被災箇所速やかな復旧を図ろうとするもので、施設災害25件・農地災害27件の計52件について、主に修繕料4,085万6,200円、使用料及び賃借料7,389万3,888円を支出し、営農活動に影響を及ぼすことがないよう短期間で復旧しました。以上で、耕地課に関する決算の説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（平原志保君）

耕地課から伺っていきます。農地防災事業で市内4か所のため池のハザードマップを作られたということなんですけれども、こちらは作ったものは市民の方に分かるようにされているのかと思うんですが、どのような形で、このハザードマップは地域の方たちにお示しされているのでしょうか。また、もう一ついいですか。このハザードマップ作成は、何年かに一度作る形なのでしょうか。

○耕地課長補佐（川崎千秋君）

ため池のハザードマップにつきましては、防災重点ため池という重要な施設についてのハザードマップ作成になります。これの作成につきましては、昨年の部分で防災重点ため池については全て完了いたしました。その公表につきましては、ホームページでも出しています。それと地元自治会、そこで地元説明会をしているんですけれども、地域の方々と一緒に作成をしていますので、その自治会の方々に各戸数、配布しております。あと、警察とか消防署、また土木事務所、そういう関係のある部分についても配布しております。それと、今、ハザードマップの作成の話なんですけれ

ども、これについては、防災重点ため池の基本方針が法律化となった関係上、今回初めて作成したというようなこととなります。霧島市、29のため池がありまして、そのうち16、防災重点ため池があります。そのうちの15のため池については全て完了して、公表していると。それと残り一つにつきましては、現在、廃止の工事をしておりますので、もうハザードマップ自体は作らなくていいと。ハザードマップについてはこれで1回、完了ということになります。

○委員（平原志保君）

配布した数は分かりますか。

○耕地課長補佐（川崎千秋君）

今、こちらのほうにちょっと手持ち資料がないので、後でよろしいでしょうか [19ページに答弁あり]。

○委員（蔵原 勇君）

成果の80ページなんですけれども、永浜漁港のことでちょっとお尋ねです。令和2年度は集落道の一部本格的な道路の整備をしたということなんですけれども、どのくらいの整備をされたんですか。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

予算ベースの令和2年度の集落道の整備ということで、約95m整備をしております。

○委員（蔵原 勇君）

それと令和2年度にあそこのほうから道路を整備していただくために、周辺に2軒家があったと思うんですけど、ここの方への出入りとか、あるいは来客のため支障を来すというような話を聞いたんですけども、安全なそういう集落へ出入りについては整備されましたか。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

その2軒の集落のための入口の確保ということで、令和元年度にボックスカルバート、入口ですね、その整備をしたところですが、今言われるように、住民の方からの要望がありまして、まずは令和元年度に雨水、水路の整備を行いまして、今年度に手すりを設置したりとか、そういう要望を聴いておりますので、そういう設置の予定でございます。

○委員（蔵原 勇君）

実は私も現場に直行したんですけども、御相談があったから。板が2枚と、小さいロープで横のほうはあって、大体10mぐらい。非常に郵便屋さんとか、いろんな方について、大変気を使うと。もうちょっと頑丈な整備はできないかということをお願いされて、山本グループ長と現地でお話して、していただいたんですけど。そしてその道路の何ていうか、L溝のあそこに水がいつぱいたまっておったんですね。それを排水するのに、高さが高いものだから排水できずに、ポンプでしていただいた経緯もあるんだけど、山本グループ長、その後、水はたまっていますか、今たまっていますか。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

今ございましたように、当初、ボックスカルバート内を通るのではなく、その横を通るといって、二つの住宅の方になっていましたので、その部分に確かに水がたまっていました。それを水中ポンプで抜いて、なくすという対応を令和2年度にとらせていただきまして、その後令和2年度中に、その水がたまる部分も全部埋立てを行いまして、ボックスカルバート内を歩行できるという状況にしてございますので、現時点では水がたまる状況にはないと考えているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

それを聴いて安心しましたけれども、令和3年度中の進捗状況というのはまだ分からんでしょうけれども、ここの完成年度はいつですか。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

この事業は、平成28年度から令和5年度までを予定しているところであります。今年度の事業、工事を今後発注する予定で今準備をしているところですが、この令和3年度までの工事の発注を行いますと、進捗率、予算ベースで43%ほどとなる予定でございます。

○委員（蔵原 勇君）

有り難い整備事業だということで、周辺の方から好評なんですけれども、やはり工事中は、何回か足を運びましたけれども、もうちょっと安心してその2軒の方々、あるいはそこに出入りする方々への配慮をしてもらいたいと思うんですけれども、工事中が先ほど言われたようにもうちょっとかかるみたいですので、再度、現場に行って安全対策をとってもらえないでしょうか。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

これまでもですが、今後も、今、御指摘ありましたように、現場に行きますとその安全対策等十分注意しながら私たちのほうも確認していきたいと思えます。

○委員（新橋 実君）

成果表の74ページですけれども、鳥獣被害防止施設費ということで、10地区なんですけれども、この10地区を教えてください。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

令和2年度の10地区につきましてお答え申し上げます。隼人嘉例川2地区、隼人嘉例川2地区という名前になっていまして、それと、二つ目に、国分春山地区、三つ目に、霧島入水原地区、四つ目に牧園三体堂奈良木地区、五つ目に隼人小浜2地区、六つ目に福山柚木地区、七つ目に隼人表木山地区、八つ目に牧園持松団地地区、九つ目に横川草木地区、10番目に横川濱弓場地区となっております。

○委員（新橋 実君）

これについては、各地域からまず要望があつてされたという理解でいいですか。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

地区から要望があつて、整備に関しましては要件等ございます。詳しく申しますと、3戸の農家がまとまって事業をするんですが、5人の農家で、集落で話し合いをして、全体を防止するという考えになりますので、とびとびで防止するというのではなくて、地域全体で防止するという事業になります。

○委員（新橋 実君）

これは先ほどの口述書の中で経費としてとなっているわけですが、この中身をちょっと教えてもらえますか。経費ということですね、あくまでも。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

この事業につきましては、防止柵については電気柵、ワイヤーメッシュ、その資材に対する経費等の補助ということでございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、材料だけ与えて、工事は自分たちで勝手にしなさいよというようなことで理解していいんですか。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

納入については、集落、賛同される皆様方、皆様を集めて、私どもも行きまして、業者の方も、設置の指導を致します。その中で日取りを決めて、皆さんで作業をされる日を選定して、集落の方で作業していただくというような状況になっております。

○委員（新橋 実君）

このメートル当たりの単価というのはどれぐらいなんですか。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

電気柵については、1mにつき、上限148円となっております。ワイヤーメッシュにつきましては、1mにつきシカ用の上限ということで、1,950円ということになっております。

○委員（新橋 実君）

これは自己負担というのは全然ないと。いけば、市で全部負担をする。もちろん、工事費は自分たちでやるわけだけれども、材料代についての負担はないという理解でいいんですね。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

被害防止柵につきましては、国庫事業が主に霧島市は要望が上がっております。ということで、国庫事業で100%でございます。

○委員（新橋 実君）

今、いろんなところで鳥獣被害が出ているわけですがけれども、霧島市内で10地区ということなんですけれども、いろんなところから要望が来ていると思うんですけれども、十分これに対応できているという理解でいいんですか。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

年々、非常に要望が多くなっております。その中で、例えば令和3年、今現在上がってくれば、当然、令和4年度の国の予算を確保するために要望を上げていきますので、国も予算の都合上、市のほうに割当てが少ない場合もございますが、そういう場合については、また翌年度の要望という形で上げております。現在、積み残しの令和元年度の分がありましたが、それについても令和3年度で解消されておりますので、要望については随時整備ができていると考えております。

○委員（新橋 実君）

だから、令和2年度については、出てきた要望についてはこの10地区で全て解消されたという理解でいいんですかということですよ。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

令和2年度の積み残しの部分も若干ありました。話合いができていない地区等もありましたので、それについては話合いをして解消してくださいという指導等をしながら、一応、令和3年度で要望分については整備ができる状態となっております。

○委員（新橋 実君）

やはり、この鳥獣被害のこの防止の広報の仕方、そういったのも、市民の方がなかなか分からない方もいらっしゃると思うんですけれども、その辺の広報の仕方についてはどういうふうな形でやってらっしゃるのか。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

広報の仕方については、広報誌等を活用しながら、一応、広報を市民のほうに、こういう事業がありますという形で案内はしております。

○委員（新橋 実君）

多くの所でまだ鳥獣の被害が結構出ているみたいですので、やはり広報の仕方もしっかり考えていただいて、市内一円、いろんなところでそういう被害も出ているみたいですね。予算の関係もあるでしょうけれども、市民の方がしっかり対応できるように。部長、対応できるような形で、広報関係もしっかり対応できるようにできないですか。どうですか。

○農林水産部長（八幡洋一君）

今、言いましたとおり、広報誌を使うというのも一つの手ですがけれども、いろいろと総合支所、うちのほうにも相談が来ますので、農業専門指導員もいます。そういうものを聴き取りもしながら、今後、推進に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

今のことも関連をしますけれども、令和2年度中の申請は、ほぼこの10件で終了していると。話合いがついてないところの調整もあるというふうに先ほど答弁があったんですけども、申請件数全体は何件ぐらいだったんですか。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

令和2年度で申し上げますと、全体で14件でございました。地区を申し上げますと、福山地区が1件、霧島地区が1件、横川地区が7件、国分が2件、牧園が3件となっております。その中で話合いができてないところが、一応、牧園がありました。令和2年度中に要望して、令和3年度、今実施できていない状況のものが、牧園地区が3件、国分地区が2件となっております。計5件、要望にまだ達していない状況でございます。

○委員（宮内 博君）

実績は10件ということなんですけれども、前年度の実績で見ると23地区だったかと思うんですね。23件という実績が報告をされている。今あったように鳥獣被害というのは広がっているわけですから、耕作の意欲が低下しているということなどとも関連がないのかと。実際にそれだけの経費を掛けて耕作を続けようというような取組をどういうふうに促していくかということと、そういう制度があるということを周知していかなければいけないわけなんですけれども、その辺の関連性はどういうふうに見てらっしゃるんですか。

○農政畜産課長兼全国和牛能力共進会对策室長（鎌田順一君）

確かに田んぼ等にイノシシが入ったというような苦情等も、苦情というか状況等も聴きます。そういった中でどうしたらいいかというような相談もある中で、やはりこういった事業もありますというような周知もいたしておりますので、なるべく多くの要望にこたえるよう、国にも予算の増額等も要望しておりますので、そういった要望にはなるべく応えていきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

同時にその鳥獣被害をどういうふうに軽減をさせていくのかということで、苦情などがあつたときに、その捕獲隊が出動できる条件というのが、以前よりも整っているのかという点については、実績等も含めてどうなんですか。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

捕獲につきましては、被害に遭われた方が、まず、市の農政のほうの担当課に電話が来て、被害の状況を確認に行きます。その被害の確認をして、被害があるとしたときに、捕獲隊のほうに依頼を要請するんですが、特に田んぼ、山に近いところがイノシシ等、非常に出てくるケースが多いようでございます。その中で実績としましては、令和2年で申しますと、イノシシが令和2年、1,061頭、シカが819頭、サルが5頭、タヌキが82頭、アナグマが504頭、カラスが67頭という形で、鳥獣被害については捕獲実績がございますが、令和元年度と比較しましても、特にイノシシ等については、令和元年の実績では847頭となっておりますが、1,000頭を超えているということで、捕獲の成果は上がっているというふうに考えております。

○委員長（木野田誠君）

ここで休憩します。

「休 憩 午前10時33分」

「再 開 午前10時50分」

○委員長（木野田誠君）

それでは再開します。まず、耕地課の川崎課長補佐から発言を求められております。

○耕地課課長補佐（川崎千秋君）

先ほど平原委員のほうから質問がありました配布の部数ですけども、今回のハザードマップについては四つのため池でハザードマップを作成しております。一つが横川の柿木池、ここについては自治会のほうに36部、残り3池につきましては隼人の小浜にある三つのため池でございます。ここについては小浜集落の328部配付しております。

○委員（宮内 博君）

鳥獣の捕獲の関係でありますけれど、イノシシ等については前年度よりも頭数が増えているというようなことではありますが、要は後継者がきちんと育てている状況なのかなど。かなり高齢化が進んでいるというようなことで、以前、不正受給等の事件もありまして、そのところが見直しを求められる。報告等についても見直し等が求められることになったんですけども、その辺りの関係はどうなのかと。実際、捕獲隊に対する補助金は前年度50万8,000円だったんですけども、今回34万2,000円ということで報告をされているわけでありまして、その辺のことも含めて苦情にきちんと対応できるような、そういう体制が進められる取組が令和2年度中にあったのかどうか、そのことをお聴きしておきたい。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

猟友会というか捕獲隊の後継者につきましては、新規でわなを取った方が令和2年度は14名いらっしゃいます。この猟友免許に係る取得の経費につきましても、一部助成を致しております。受講料が約1万円なんですけれども、そのうち半分の5,000円を補助しているというような助成制度もありますので、そういったところも周知したり、あと、職員にも何人か、わなの免許を取ってもらったりとかしている状況であります。

○委員（宮内 博君）

お尋ねしたのは高齢化がこの猟友会等でも問題になっているということで、以前から指摘をされてきているんですけども、そこら辺りの政策的な取組と申しますか、苦情は増えるけれども、実際には対応できないという状況はないのか。そして、それらについてどういうふうに対応をされたのかですね。そのことについて、お尋ねしているわけですけども。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

今、委員のおっしゃいました捕獲隊の高齢化、非常に問題にはなっているんですが、その中でも、令和2年、捕獲の報償費をイノシシ、シカについては1,000円上げております。イノシシについては令和2年1万2,000円。シカについても1万2,000円と。成獣を捕獲した場合でございますが、そういう形で一応報償費を上げて、若い方々も入っていただくような形で、こういう措置を講じているところでございます。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

今のところ、高齢化にはなっているんですけども、今のところは、対応は十分できていると考えております。捕獲に関して捕獲指示を一応出して、猟友会には、いろいろ出ていただいて、速やかに捕獲していただいているという状況でございます。

○委員（宮内 博君）

各地区の捕獲隊の人数と年齢が分かっているんですか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

令和2年度は、各地区の捕獲隊の人数は、国分が61名、平均年齢は69.9歳、隼人35名、平均年齢71.2歳、溝辺33名、平均年齢62.1歳、横川33名、平均年齢68.8歳、牧園が45名、平均年齢69.4歳、霧島が20、平均年齢69.8歳、福山が19名、平均年齢65.3歳でございます。

○委員（宮内 博君）

実際、かなり年配の方が頑張っているというふうなことでありますので、政策的にやっぱり若い方たちが、こういう捕獲ができる資格を取ると言うことと、当然、生業とまでいくにはかなり厳しい面もあるのかなというふうに思いますけれども、政策的に対応していただきたいと思っておりますけれども、最後に部長の見解をお聴きしておきたい。

○農林水産部長（八幡洋一君）

先ほど、狩猟免許の捕獲助成を申し上げましたけれども、ちなみに、過去5年間を申し上げます。平成28年度が20名助成を行っております。平成29年が5名、平成30年が19名、令和元年が12名、令和2年度が14名というような形で、トータルこの5年間で70名の新規の狩猟免許を取得されたというような現状となっております。あわせて、捕獲頭数につきましても令和元年からすると全ての鳥獣において捕獲頭数が増えているという現状があります。捕獲隊の先ほどの平均年齢ですけれども、令和2年から比べましたら、令和3年度の平均年齢、全て平均を下回っていると。若返っているという現状がありますので、引き続き、様々な対策を進めながら、確保に努めていきたいというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

主要な施策の成果75ページの農地中間管理事業ですけれども、これの各地区の筆数と面積をお伺いします。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

331筆40万8,499㎡の地区ごとにつきましては、国分隼人地区で8筆1万6,007㎡。こちらのほうが国分隼人はまとめて集計をしておりますので一緒になります。溝辺地区175筆24万4,196㎡、横川地区19筆1万5,243㎡、牧園地区64筆8万1,330㎡、霧島地区69筆6万8,642㎡、福山地区1筆3,081㎡でございます。

○委員（新橋 実君）

集積をされたところが5地区2,225aあるわけですが、これはどこになるんですか。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

集積があったところについて申し上げます。溝辺が3地域で稲荷地域919a、栗下池地域545a、山口田地域が248a、霧島の宮迫地域348a、牧園成政165a、合計で2,225aとなります。

○委員（新橋 実君）

平米であったりアールであったり、分け方がいろいろあるわけですが、ほかのところは集積はできなかった。なぜ、できなかったんですか。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構のほうで貸し手、借り手のマッチングを行っているわけですが、集積協力金の対象となるところが5地区であったということで、そこまで至らなかった部分ではございますけれども、国分隼人地区であったり、横川、それから福山地区などでも集積のほうは中間管理機構を通じて行われているところでございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、この協力金については5地区に限定してあったということで5地区という縛りがあったということで理解していいんですか。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

そのとおりでございます。交付金の対象となった地区が、この5地区になります。

○委員（山田龍治君）

主要な施策の成果77ページ、全共についてお尋ねしたいと思います。全共の奨励牛が今2頭ということで示されておりますけれども、この保有されている農家の方のお名前が分かれば教えていた

だきたいと思います。また、令和2年度のこれまでの全共の進捗について御説明まで併せてお願いしたいと思います。

○農政畜産課主幹（中吉康昭君）

この全共推奨牛の2頭につきまして、農家名を申し上げます。福山の板元直樹さん、谷川裕次さんになります。ただいまの全共の進捗状況というか、霧島市で取り組んでいる内容としましては、第4区繁殖雌牛分、第5区高等登録牛群の選抜を行いながら、巡回指導を専門指導員と一緒にっており、大分、頭数も絞られてきた状況であります。コロナの関係で、秋の郡の共進会、県の共進会も中止ということになってしまいましたので、集合指導がなかなかできない状況であるということなのですが、10月1日に始良の全共の協議会のほうで、集合調査会をするという案内が来ておりますので、そこで集合調査を行って、また頭数を絞っていくのかなど。厳選して更に巡回指導を重ねながら、ぜひ全共に出品できるように頑張っていきたいと考えております。

○委員（山田龍治君）

コロナの影響で、いつもより思ったとおりのこの牛の育て方っていうのが、指導を含めてできないと思いますけれども、他町も一生懸命頑張っている状況であると思いますけれども、霧島からぜひ出品できるように頑張ってくださいと思います。

○委員（平原志保君）

経営所得安定対策推進事業のところなのですけれども、WCSのほうも、一生懸命、推進しているかと思うのですが、適切な栽培をされているのかどうかのチェックはされているのでしょうか。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

経営所得安定対策事業につきましては、それぞれ水田の転作確認、そういったものを現在行っておりまして、また、WCSなどにつきましては、若干刈取りなどもあつたりしますので、その状況を見ながら、各総合支所の担当者と一緒に現地を確認に回っております。

○委員（平原志保君）

交付者の数が366人ということなのでかなりの数なのかなと思うのですが、これは回り切れているということよろしいですか。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

366人につきましては全体の数でございまして、WCSだけでいきますと、156人になります。全ての農地については、現在の転作確認の期間を定めて回っておりますけれども、もし何かこちらのほうに連絡等がございましたら、その都度その都度、その地域のほうを巡回しております。

○委員（平原志保君）

結構な金額の交付金が出ているので、周りの農家の方たちも、目を光らせているところもあると思うのですが、やはり刈取りが早かったりすることでのトラブル、一般質問でもよく出ますけれども、いまだに出てきていますし、また今後また出てくると思いますので、その辺はしっかりとチェックをお願いいたします。

○委員（山田龍治君）

不用額調書で林務水産課にお尋ねをしたいと思います。林業総務費、1番の翌年度繰越しが5,443万円と、下の治山の5,500万円が繰越しになっておりますけれどもこの事業に関しての説明を頂きたいと思います。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

まず、林業総務費の事業ですが、飲雑用水の上之段地区で行っております飲雑用水の工事ということで、配水管の布設工事ということで発注しております、工事費の繰越しになります。もう1点の治山のほうは、牧園万膳地区で発生しました山腹崩壊の復旧事業ということで、こちらのほうも、

全額繰越しをしております、今のところ工事の契約金額5,390万円で、現在工事中でございます。

○委員長（仮屋国治君）

72ページ、みぞべ五光さんの交付金についてお尋ねをします。まず1億5,800万円の交付金のうち、国が50%以内というふうに書かれていますけれども、残りは五光さんなのか、市の出費があるのか、その辺を確認させてください。

○農政畜産課農政第1グループ長（淵ノ上博己君）

国が50%、残りはみぞべ五光さんの自己資金でございます。

○委員長（仮屋国治君）

取引先のニーズに対応した農産物を出荷できるようになったということですが、取引先のニーズというのはどのようなものだったのか。それが対応できたお陰で、売上げがどういう感じに展開してきたのか、分かっていますたらお知らせください。

○農政畜産課農政第1グループサブリーダー（阿部弘光君）

取引先につきましては、株式会社下堂菌という形で計画を組んでおりまして、今年度、この工場が稼働しまして、現在も稼働中という形になっております。ニーズという形ではありますが、新ティーバッグラインという形で、ティーバッグ用の原料こちらのほうを、今までにない新しい、揉捻、揉圧そういった工程を得ました。確保しまして一時確保の原料をそちらのほうに納めている形になります。

○委員長（仮屋国治君）

海外の需要というのは、どのような国で多くあるのか。それはまた順調に推移しているのかそんなところもお知らせください。

○農政畜産課農政第1グループサブリーダー（阿部弘光君）

海外につきましては、米国を想定しております。株式会社下堂菌から株式会社伊藤園という形で行きまして、そこから海外に輸出していくという形をとっております。

○委員（宮内 博君）

森林整備事業費の関係で、成果表で80ページのところに記載をされていないのですが、森林環境譲与税を活用して、三つの森林組合に担い手を育成するための事業を展開するという事で、計画がされて説明がなされた経過があるのですけれども、それは、実質どのような形で実施をされて、担い手の確保のために、取組が進められたかについてお示しください。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

ただいま、森林整備事業につきましては民有林に行う作業に対する部分の補助金ということでして今、委員からございましたように、譲与税事業の中の担い手育成という部分でございますが、令和2年度はここには掲載してございませんが、森林環境譲与税事業、担い手育成確保ということで、認定林業事業体に対して補助金の交付を致しております。2年度の実績と致しまして、幾つか支援があるのですが、まず、労働強度縮減対策支援ということで、空調服等の購入をされた場合に補助するというものでございます。これが林業事業体、認定林業事業体に対して69万3,099円ということで補助金を交付しております。続きまして技術技能習得研修支援。これに伴います日当の補助ということでございまして、この部分で、25万3,472円の補助金の交付を行っております。続きまして、三つ目でございますが、下刈り等の苛酷労働、これを行った場合に、市のほうから補助金を交付いたしますよということで、この部分に関しましては2万9,200円の補助金を交付いたしております。次に、四つ目でございます。社会保険制度加入促進事業ということで、林業事業体で61歳以上で雇用されている方の社会保険を、この譲与税事業で3分の1を補助しますよという事業になりますが、これが合計で37万8,500円の交付となっております。最後に新規参入定住化促進事業ということで、

林業事業体のほうに採用されて、5年以内の方の家賃の補助となっております。これは賃貸料の3分の2を補助しまして上限1か月2万円となっておりますが、この部分は合計で28万円交付をいたしております。したがって、担い手育成確保の部分の補助金の交付の合計が163万4,271円ということで担い手の育成確保の支援を行っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

金額的に大きいのが、定住化促進のための家賃補助ということだったろうと思うのですね。当初予算では480万円ということで計上されてきたのですが、今の報告では28万円ですか。かなり実績が少ないということになっているのですが、当初の見込みと実績との大きな乖離はどういう事情によるものか、御説明をください。

○林務水産課長（市来秀一君）

担い手育成事業の、こちらの家賃補助のほうにつきましては、実際、募集をかけたときに、原則、市内居住者を対象にするということでありまして、主な相手方というのが、森林組合等3団体になるわけですが、北始良森林組合及び始良西部森林組合等につきましては、該当者が非常に少ないというような実態がありました。その辺は今後また来年度の予算編成に向けても精査してまいりたいと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

主な目的がやはり担い手を育成するという取組につなげていこうということだろうと思うんですよ。そういうことから考えると、今、苛酷労働の一つでもあるわけですので、実際に政策的な取組が求められる事業なのかなというふうに思うんですけれども、担い手確保のために、どんな取組がなされたんでしょうか。

○林務水産課長（市来秀一君）

先ほど申し上げました、担い手育成事業の五つのメニューにつきましては、今のところすみません、継続ということと考えておりまして、今後、令和4年度に向けて、より担い手の確保の促進につながるような対策を講じていきたいと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

実際に令和2年度中に、新しいその担い手が具体的な形で確保される取組が進められたのかどうか。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

聴き取りをしたところ、事業体によってなかなか進んでないところであるのですが、この2年度に今申し上げました新規参入定住化促進の分、これが元年度にはない新たな取組として、2年度から始めておりまして、今年度、令和3年度ですけれど、地区の森林組合に聴きますと、新たに雇用された方も今年度は出てきているので、こういう定住化促進等の補助を継続していただければ、事業としても、事業体としても助かるというお声はお聴きしております。

○委員（山田龍治君）

決算資料のほうの13ページ。真ん中ごろ、この令和2年度ふるさとの森生産性強化対策事業森林作業道（鍋迫線）、この委託と、事業名が今上から三つあるのですけれども、これだけ随意契約になった理由をお聴かせください。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

13ページの鍋迫線の開設業務委託の随意2号ということですが、間伐の事業でございます。間伐自体を指名競争入札で行いまして、林業事業体を決定させていただきます。となりますと、実際、その間伐の業務を契約した林業事業体が今度はこの開設を行うというのが1番スムーズになりますので、随意の2号という根拠に基づいて契約をさせていただいております。

○委員（新橋 実君）

主要な施策の成果75ページ，農業次世代人材投資事業費，これの交付金の交付実績というのがあるわけですが，国と市単独事業があるわけですが，この要件をお伺いします。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

農業次世代人材投資事業には国と市単独とありますけれども，国のほうの要件でございますけれども，就農予定時の年齢が原則50歳未満で次世代を担う農業者ということで，市の単独事業のほうは55歳未満ということでございます。

○委員（新橋 実君）

交付対象者が，今までもらった人と新規が今回2名ということで，国が1,500万円なんですけれども，この金額の内訳というのは分かるんですか。市のほうも4名で新規が1名ということで432万円ですね。それぞれ金額は違うと思うんですけど，その辺はどういうふうな形になるのですか。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

交付対象者が75ページに書いてございますけれども，11名と書いてございますけれども，このうち1名は，所得超過により実際の交付者は10名でございます。10名の方全て年間150万円の交付金でございます。市単独事業につきましては，交付対象者3名，こちらにつきましては1人年間144万円，3人とも144万円でございます。

○委員（新橋 実君）

先ほど年齢で区切ってあると。50歳未満と55歳未満で区切ってあるということでしたけれども，その要件だけで全ての方がクリアできるという理解でいいんですか。ある程度，その予算というのは限りがあると思うんですけども，ここでは11名と3名ということなんですけれども，その辺についてはどうなんですか。それがあがる程度数が増えても対応できるという理解ですか。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

市の単独と国と大きく違うところが年齢が50歳未満と55歳未満ということで，細かな要件等がそれぞれございまして，国のほうでいきますと独立就農，雇用就農，親元就農のいずれかを目指すことということ。それから，原則，前年の世帯所得が600万円以下であることであったり，生活保護や求職者支援制度など，生活費を支給する国の事業と重複受給していないことなど細かい要件等がございまして。

○委員（新橋 実君）

先ほど，国の事業では1名の方は，今回は対象からはずれたと。オーバーしたということだったんですけども，どれぐらいオーバーしたと。その辺はどういう基準ですか。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

対象から外れた方につきましては，この次世代を交付している期間中の農業所得が350万円を上回った場合に対象から除外されるということで，1名の方が対象外となりました。

○委員（新橋 実君）

350万円という金額ですけども，いろんな要素があるわけですが，結局，扶養とかいろいろあるわけですね。農業所得だけが350万円，その辺の基準というのはどういうふうな形になるんですか。350万円のはじき出し方はどうですか。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

あくまでも農業所得に限って，農業の収入からそういった経費等を差し引いて，所得がより多い所得があれば，自分で経営というのがしっかりできていくということで，補助金，こういった交付に頼らなくてもやっていけたということでございます。

○委員（新橋 実君）

ここに、成果として就農後不安定な経営状況にある新規就農者の生活の安定や農業従事体制の構築に寄与したとなっているわけですが、5年間はこれで見られるわけですが、その後どうなったかというのを確認することが大事だと思うんですけど、その後について確認はされていらっしゃるのか。これはちょっと決算から外れるかも分かりませんがいいですか。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

国の事業につきましては、平成24年度から制度が開始されてきて、これまでの交付対象者39名の方に既に交付しておりますけれども、この経営開始型5年間で終了したもので、既に離農している方が4名いらっしゃいます。追跡調査の結果、4名というふうになっております。

○委員（仮屋国治君）

主要な施策の成果76ページ、農林水産まつり開催事業についてお尋ねを致します。この4日間のイベントの事業費は幾らだったのか。それと、このイベントの成果と反省点をどのように捉えていらっしゃるか、お示してください。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

4日間の事業費のほうを申し上げます。事業費が全体で990万5,979円の決算額ということになっております。成果と致しましては、その4日間での売上げですけども、4日間の合計で約1,100万円の売上げがあったので、こちらのほうで計画しておりました農商工が連携した取組での売上げもあったかと思えます。反省点につきましては、やはり、今回の場所の周知がなかなかできていないということもありましたので、全共に向けて、今後、更に周知のほうを図っていただければと考えております。

○委員（仮屋国治君）

私も1日、顔を出させていただきましてけれども、この時期にこのイベントをよくしたよねという感覚がとても強かったんですよ。みんな、イベントを自粛している中だったんですけども、コロナ対策が非常に大変だったと思うんですけども、そのイベント基準に見合ったコロナ対策は十分にできたのかどうか、お知らせいただけますか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

コロナの対策と致しましては、入口のほうで検温を致しまして、手指消毒のほうを徹底していただくような形をとりました。また、それぞれの販売のブースにつきましても、通常よりも少し通路等を広くとるなどして、密にならないようにして開催したところでございます。

○委員（仮屋国治君）

これに関わるスタッフの方々が大変だったとは思いますが、今のコロナ禍を見たときに、またアフターコロナを考えたときに、こういうイベントがやはり半年に一遍ぐらいあっても、場所を変えながら開催できていいのではないかと思ったりするわけですが、部長はどう思われますか。

○農林水産部長（八幡洋一君）

がんばろう市につきましては、様々なイベントが中止されるというような中で、ふるさと祭についても、どうしようかというような協議をされている中でした。そういう中で、お祭り広場では74店舗ですか、例年入ってございましたけれども、密になりすぎると。休憩所の所に行かれた方は分かると思いますが、椅子もギチギチというような状況でした。そういう中で、一緒にどこかでできないかというようなことで、アクセスは悪いんですけども農大跡地、あの広い所を活用して、販売の機会がない方々に参加をしていただきながら、どうにかできないかというようなことで、先ほどありましたコロナ対策も含めて、みんなで協議をしながら4日間していったというような状況があります。今後ともという話ですけども、こういう販売の機会がない中で、こういうのが一つでも二つでもできれば農業者にとっても、商業者にとっても非常にいい機会ではないかなと。機会が

ございましたらまた計画等を進めていければというふうに考えております。

○副委員長（宮田竜二君）

成果表の73ページ、環境保全型農業直接支援対策事業についてなんですが、令和2年度中の具体的措置のところ、38名の農業の方が取り組まれているんですけども、有機農業ですとか堆肥って書いてあって、その中にカバークロップってあるんですけど、これはどういうものなのか教えてください。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

カバークロップ、簡単に言いますと、緑肥のことでございます。土壌浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、農作物を耕作していない時期などに露出する地表面を覆うために栽培される作物のことでございます。

○副委員長（宮田竜二君）

そのカバークロップをすることによって、地球温暖化防止なのか、生物多様性が保全されるのか。どちらに、両方効果があるのかその効果を教えてください。

○農政畜産課主幹（西溜和幸君）

成果の所にも書いてございますけれども、地球温暖化防止、それから生物多様性保全等に必要な追加コストを直接支払に――。生物多様性保全等に、両方に関係しているというふうに思います。

○副委員長（宮田竜二君）

この有機農業ですとか堆肥、カバークロップで地球温暖化防止につながるということで、具体的にここで成果としては載ってないんですけども、CO₂が何t削減されたというか、これ、多分、堆肥とかカバークロップすることによって、土壌にCO₂がため込まれるということで地球温暖化防止につながるということだと思うんですけども、具体的なトン数とか分かりますか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

今の御質問ですけども、具体的なトン数についてはこちらのほうで今把握しておりません。このカバークロップについては、ライグラスとか、レンゲとか、そういった作物を使いますので、化学肥料とか、そういった削減にもつながるといふふうになるので、そういった面でも、地球温暖化防止とか、そういったところにも寄与しているというふうに考えております。

○副委員長（宮田竜二君）

この事業の趣旨というのは、農業分野でも、今、地球温暖化防止ということに取り組んでいると思うんですね。農業分野でできることを、こういうことで農林水産省が推奨して交付金まで出しています。2,400万円交付されていますので、成果のところ、意欲のある農業者の営農活動の普及推進が図られたというんですけども、やはりこういうことに取り組んでいる農家の方々に具体的に何トンCO₂が削減されましたよとか、例えば環境保全、生物多様性でしたらカエルとかゲンゴロウとか、いろんな生物がいるんですけども、そういうことをアピールすることによって、更にこういう意欲のある農業の方を増やして、この事業が発展して、さらに、霧島市の農業はCO₂削減、地球温暖化防止に取り組んでいるということが実績等上がるような形で対応するべきだと思いますけれど、部長どう思われますか。

○農林水産部長（八幡洋一君）

今、おっしゃったとおり、数値等については国が1反当たり幾らぐらいですよとか、そういう数値があると思いますので、そういう数値を用いながら、今後、広く推進を図る上で努めていきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

成果の79ページ、市有林維持管理事業の関係ですけども、ここには間伐面積は表示をされてあ

りますけれど、下刈りですね、皆伐を含めて下刈りの計画面積と実績と地域ごとについてお示しをください。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

まず、下刈りでございますが、下刈りの部分の令和2年度の実績につきましては、補助を伴う下刈り、それ以外のものもございまして、含めると下刈りで19.42ha、金額にしまして526万3,500円の下刈りを実施いたしております。

○委員（宮内 博君）

当初予算ではそれぞれの地区の皆伐の計画面積が具体的に示されているんですよ。私がお聴きしたのは、その実績がどうだったんですかということでお聴きをしたわけです。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

皆伐ということでございますが、皆伐の事業につきまして下刈りという部分は、確かにこの表示にございます市有林維持管理事業で実施をさせていただいております。また皆伐、実際その山を全て、木材を伐採する皆伐につきましては、令和2年度に関しましては、一部、主要な施策の成果の80ページにございます、真ん中の森林環境譲与税事業森林整備森林管理、この部分で下の二つでございます。皆伐・再造林として、溝辺の三縄榎迫市有林を2.15ha、また牧園町の宿窪田市有林を0.87haということで、皆伐を実施しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

私がお尋ねをしたのは、当初予算のところで説明をされている26.8haの関係で、具体的に説明をしてくださいと。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休 憩 午前11時43分」

「再 開 午前11時44分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

当初予算の中で恐らく説明をされてあったものが、私有林の皆伐実施箇所の下刈りということだと思います。実際、下刈りというのが、皆伐を致しまして、翌年度から5年間ほど下刈りを行うものでして、予算書の恐らく意図としましては、平成27年度から平成30年度に皆伐を実施した箇所の下刈りを26.81haということで、予算上は要求をしておったかと思います。この部分の下刈りの予定につきましては、国分地区から横川、牧園とあるんですが、実際、当初予算額で計上していた26.81haでございますが、現場をまた確認をしまして、実際、下刈りが必要ない箇所も出てきましたので、その分は先ほどの申した実績とは差が出ているものと考えております。

○委員（宮内 博君）

分かりにくいですね。現地を確認したら下刈りをする必要がない所もあったということですけど、昨年の当初予算に我々は出席しているわけですよね。予算委員会です。それで、そこで説明をされたのは、この下刈り、皆伐実施箇所26.8haについて、牧園で7.4ha、国分で8.24ha、横川で6.03ha、霧島で4.09ha、溝辺で1.05haの合計26.81haと。こう説明されているからそれが具体的にどうだったんですかとお聴きをしているわけです。

○林務水産課長（市来秀一君）

申し訳ありません。のちほど集計をさせていただいて、答えさせていただきます [31ページに答

弁あり]。

○委員（鈴木てるみ君）

成果表の80ページ、森林環境譲与税事業についてお尋ねいたします。意向調査をされた68名の方というのは、どのエリアの方で何名の方が同意してくださったのかお尋ねします。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

この80ページの意向調査ですが、所有者68名の方の対象地は、国分の川原地区の山林でございます。実際、精査をしまして、最終的に意向調査の業務の意向を確認するためのアンケートをお送りした方が所有者の68名の方となっております。この68名の送付の方から回答があった方は、所有者数として19名の方から回答をいただいているところでございます [同ページに訂正発言あり]。

○委員（鈴木てるみ君）

この19人以外の方で、もしかして、所有者不明というか、もう手の付けられないような、この名義変更できないような土地というのにもたくさんあるというふうに考えてよろしいですか。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

その前に申し訳ございません。先ほどの訂正をさせていただいてよろしいでしょうか。先ほどの所有者68名の方に意向調査の送付をしまして、先ほどの数値は令和元年度の数字でございました。申し訳ございません。68名の方から回答がございましたのが令和2年度につきましては、51名の方から回答を頂いております。また、68名の方に意向調査の送付をしましてとお答えいたしましたが、当初はもう少し多い110名の方を想定していたところですが、今、委員から御指摘がありましたように、所有者不明という面がございまして110名から、最終的に68名に減ったと。送付先が減りましたという状況になっております。

○委員（鈴木てるみ君）

霧島市全域、全部意向調査をするのに何年ぐらいかけて調査されるんでしょうか。

○林務水産課長補佐（奥 芳生君）

何年ぐらいかけて意向調査をするのかという御質問でございますが、国ではおおむね15年をめどに調査をしてくださいというふうに言われております。現在の霧島市が行っている意向調査のペースですと、今のペースのままいきますと、まだ更にかかりかかることになるんですけれども、国が示している15年というのを目標にしまして、今後、意向調査の数を増やしていきたいというふうに考えております。

○委員（鈴木てるみ君）

森林環境譲与税というのは全国民が1人1,000円ずつ毎年払っていく税金であるということで、森林の多い霧島市にとっては、とても期待できる財源ではないかなと思うんですけれども、林業の活性化、そして自然災害が今ちょっと激しいですけれども、そういう土砂災害の防止ということで、非常に重要な事業だと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員（仮屋国治君）

市が経営管理を行う権利を取得した森林が何筆あったのか確認させてください。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

現在、主要な施策の成果に掲載してございます68名の対象の方は、今現在、また市に委託をしたいということで、回答をいただいた方がいらっしゃるんですが、その方々の山林を実際、現地を確認をしている状況でございまして、流れとしましては、令和2年度に委託をしたいと回答された方との契約は、令和3年度中に行うという予定にはしておりますので、またこの令和2年度中の意向調査に対応する委託契約、個人の民有林の持ち主さんとの契約はまだ確定していないところでございます。ですので、令和2年度中に確定した内容となりますと、令和元年度に意向調査を行いました

た分が、市が経営管理権を取得したのが所有者数で6名、筆数で7筆、森林面積で2.33haを令和元年度を調査した方から令和2年度中に契約を終えたところになります。

○委員（仮屋国治君）

意向調査をして、100%が委託をしたいという意向であれば、森林整備もこれからのかなという気がします、この令和元年度分の6名、7筆は令和2年度にはどのような整備を行われたんですか。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

この6名、7筆2.33haの分の施業ですが、この分は主要な施策の成果の80ページの森林環境譲与税事業森林整備森林管理の部分の中段にございます森林環境譲与税事業保育間伐業務委託88万円がございまして、保育間伐面積が1.99ha、この分が6名、7筆の方の施業になります。面積は若干違いますが、これは施業をする必要がない部分も面積がございまして、2.33haに対して1.99haを施業しましたという結果になっております。

○委員（仮屋国治君）

所有者の負担金というのがあるのかないのかだけ確認させてください。

○林務水産課長補佐（奥 芳生君）

市が預かったものに対する森林所有者の負担、こういう保育間伐を実施するときには、全て市のほうで見るということになります。

○委員（鈴木てるみ君）

木を伐採して売ったときの利益というのは、所有者にはどうなるんでしょうか。

○林務水産課長補佐（奥 芳生君）

利益が出るような山に関しましては、市のほうで一旦預かるんですけども、その預かった山を地域の林業をされている事業者の方、募集をかけるような形になると思うんですけども、そういう方々に預けて、もしそのときに収益が出た場合には、その収益分については、森林所有者のほうに返るという形になります。必要経費は、もちろんその受けられた林業事業者のほうからもらうということになっております。

○委員（池田 守君）

79ページ、市有林の維持管理ですけども、間伐の委託が1,521万5,000円出ているんですが、この間伐された材木の処理はどうなってますか。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

材木の材積ということでお答えさせていただきますと、地区ごとに申し上げます。間伐がまず、国分地区が7.02ha間伐を行っておりまして、材積がこれは市場に出す分とC・D材も含めてということですが540.21m³です。続きまして、溝辺地区の2.39haの間伐からの材積後でございまして、合計で163.62m³です。続きまして横川地区の1.88haの間伐から発生しました材積が140.16m³です。最後に、牧園地区の10.10haから発生しました材積が565.57m³の材積になっております。

○委員（池田 守君）

これを市場に出したりとかされると思うんですが、売払いの収入は幾らほどになっていますか。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

まず、合計でお答えさせていただきます。先ほどの4地区分ですが、市場への売上げが1,323万4,947円でございます。続きましてC・D材としての売上げですが、4地区の合計で88万6,600円の売上げとなっております。

○委員（池田 守君）

大きな収入があるんですが、バイオマス発電等に利用されたとか、そういうのはないですか。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

C・D材の売払いにつきましてはその土場で、林業事業体に売払いを行いますので、林業事業体との契約を行っておりますので、その後はC・D材については木質バイオマスに運ばれたりするものもあるかと考えております。

○委員（新橋 実君）

12時が迫っていますけれども質問します。78ページ、林道整備事業で聴きたいんですけども、以前から言われています、今回この過疎対策事業ということで林道大谷線改良工事というようなことで2件出ているわけですけども、今回、この林道整備の延長と場所がどこなのかお示してください。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

決算資料の18ページで説明をさせていただきます。18ページです。こちらのちょうど真ん中付近になります。事業名が林道の太谷第2支線改良工事ということで、施工延長が59.9m、約60mです。幅員が4m。コンクリートの路面工ということで508.7㎡。側溝の30cm300が68.1mということになっております。すみません、場所は確認させていただきます[31ページに答弁あり]。

○委員（新橋 実君）

場所についてはまた後で。この1,150万円ですかね。林道大谷第2支線改良工事。これともう一つあるわけですよね。この下のこれですかね。1,039万円、これですか。ほかもう1線と書いてありますが、これですか。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

その下の林道荒平線ということで、これは地域活性化事業ということでやっております。こちらのほうも事業量を書いておりますけど、延長が80m、幅員が同じ4m、そして、排水工舗装、法面の整備というふうになっております。

○委員（新橋 実君）

今とにかく林道というか、山林の伐採が非常に多いわけですけども、それに比べて林道が非常に狭いというようなことで林道をできるだけ拡幅しようとか、そういう計画は以前から言われていたわけですけども、なかなかこれが進んでいないような気がするわけです。現在、この令和2年度ではこれだけしかできないような気がするわけですけども、計画というのはどういうふうな形で進んでいるんですか、今現在。林道の整備計画というのは。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

現在、ほかの事業名で牧園地区の佐賀利山線、あと手洗線という形で整備をしているところがございます。ただ、今言われましたように要望が多いわけですので、今後も県、国のほうに要望をしていくという形をとっているところがございます。

○委員（新橋 実君）

その林道は、絶対延長というのは増えているんですかね。延長は。それと、その林道幅ですね。それは令和2年度ではどういうふうな形になっているんですか。以前と比較して。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

まず、林道の延長ですが、昨年と今年ですね。昨年度が92路線、霧島市全域です。92路線で17万9,247mです。それに対しまして、今年、令和3年4月1日付けで1路線増えまして、93路線17万9,887mということで、これは先ほど申しました牧園地区の佐賀利山線、それが新たに増えまして1路線増えてきたということになっておりまして、例年新規で1路線、2路線は整備していくということになっております。それと今、委員が言われましたように、最近、森林伐採の機械の大型化ということで、幅員4m以上の林道の整備ということができないかということで考えているところがあります。

○12番（木野田誠君）

12時を回っておりますけれども、新橋委員以外にありますか。[挙手する者あり] それではここで一旦休憩します。

「休憩 午後 0時03分」

「再開 午後 1時00分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。山本主幹より発言を求められておりますので、これを許可します。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

午前中に宮内委員から御質問がございました皆伐実施箇所の下刈り26.81haの実績でございますが、国分地区から地区ごとに御説明をさせていただきますと、国分地区が予算要求時が計画が8.24haでございました。実績が3.05haでございます。溝辺地区でございますが、予算要求時が1.05haに對しまして実績が0.81haでございます。霧島地区でございますが、予算要求時が4.09haに對しまして実績も同じく4.09haでございます。牧園地区でございますが、要求時が7.40haに對しまして実績が2.5haでございます。最後に、横川地区ですが、要求時の計画が6.03haに對しまして2.05haでございます。したがって、予算要求時の計画が合計26.81haに對しまして、実績が合計12.5haとなっております。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

先ほどの新橋委員の林道整備事業2路線の工事の場所を御説明いたします。まず、大谷第2支線ですが、これは横川の中ノ地区ということで横川中学校の北西に位置する箇所になります。もう一つの林道荒平線でございますが、これは牧園町の万膳ということで、万膳地区から三体堂の集落の中間ぐらいに位置する場所になります。

○委員（新橋 実君）

今、この整備を見ますと幅員が4mということになっているわけですが、林道整備については今、全て4mを計画されていらっしゃるという理解でいいですか。

○林務水産課課長補佐（奥 芳生君）

林道の規格についてでございますけれども、通常的林道が4m幅員というのは、車道の幅員が3mで、あと路肩が左右合わせて1mということで、車道幅員が3mになっています。これが大体、県内ほとんどの市町村の標準的といいますか、そういった林道になりまして、今現在、当市で開設している手洗線であるとか、佐賀利山線であるとか、全て車道幅員は3mになっております。全体幅員につきましては、手洗線のほうは3.6mで路肩を少し削った形で、経済的な林業に資する道路ということで、少し規格が違いますが、基本的には木材を積んだトラックが安全に通れるように、車道幅員は3mというのを確保しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

確保してあるといっても、ほとんど片側通行で終わってしまうような形になるわけですが、そうなった場合、今言われたように大型車両が多いわけですね。一般の市道とは違うと思うんですけれども、その林道の路盤の関係の仕様はどういうふうな形になっているのか。令和2年度ですね。例えば大型が通ればすぐに道路が傷んでくるような感じではないかと思うんですけれども、その辺の対応は今どういうふうな形になっているのかお伺いします。

○林務水産課課長補佐（奥 芳生君）

林道の場合は、舗装する場合ですが、表層のアスファルト厚は4cmとなっておりまして、通

常の市道とか県道とかと比べると少し薄い仕様となっております。耐用的には、おおむね8年ぐらいを見ていると思うんですけども、林伐が多くて大型トラックが通るときには今、委員がおっしゃったように傷む場合も出てまいります。重たい木材を運びますので。そういったところに関しましては別の維持修繕とか、そういった予算で保守のほうをするように予算としては組んでいるところですよ。

○委員（新橋 実君）

以前は、そんな大型機械が大型重機もですけども、入るようなことはなかったんですけども、この頃は令和2年以前からで大型機械やら大型重機が結構入るようになったわけですよ。だから、それに合わせてこういう新設はある程度、道路改良も必要じゃないかと思うんですけども、今言われたように補修で対応されると言われるけれど、その辺については市としては考えないんですか。

○林務水産課課長補佐（奥 芳生君）

林道の規格につきましては、国で決めている規格というのがございまして、それに基づいて事業を行っているところでございますけれども、そういった事情につきましては、今後、国のほうには事情を説明するなりして、もう少し規格を上げられないかというような要望というのも考えていきたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

令和2年度で、林道で路盤の補修とか、それがどれぐらいあったか金額的にも延長でもいいけれど、分かれば教えてください。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

林道等維持管理事業の中の修繕料というのがそれに当たる予算であります。令和2年度、12件行いまして、予算としましては395万8,900円。これは全ての金額ですので、今、委員が言われました路面の補修、側溝整備等も含まれている全体額であります。

○委員（新橋 実君）

395万円ぐらいで補修は済んでいると。霧島市内で。林道の補修工事ですよ。いろいろなところから要望があって、令和2年度はこの金額で十分対応できているという理解でいいんですか。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

十分な対応ができていくかということ、ちょっとそこはできていないというふうになるかと思えます。ただ、大雨や台風等の後の災害にかけての補修ということもありますので、災害等のほうでも修繕料を組んでおりまして、そちらのほうと二つの予算で対応しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

林道も先ほどいわれましたけれども、結構な延長があるわけですけども、大雨が降ったときだけではなくて、市の職員がそういった林道を年間に回られるのか。どうですかその辺は。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

定期的に計画的には毎月、日にちを決めて回るようにしております。それからこういう工事とかの現場に行った帰りに、そういう林道をパトロール、調査をして帰ってくるというふうに行っているところでございます。

○委員（新橋 実君）

車も大型化しておりますので、先ほど課長が言われましたけども、しっかりと対応できるような形で林道整備のほうも対応していただくように要望しておきますので、よろしく願います。

○委員（宮内 博君）

79ページの市有林の関係でお尋ねします。先ほど池田委員からも質問があったんですけども、市場に出した金額が示されましたが、このC・D材ですかね。市場に出した全体量とC・D材とし

て出した全体量が分かっていれば示しいただけませんか。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

先ほどお答えしました間伐，ふるさとの森生産性強化対策事業で行いました間伐の分ですが，調べまして後ほど回答させていただきます。【35ページに答弁あり】

○委員（宮内 博君）

後ほどお願いします。80ページの漁業の振興の関係ですけれども，昨年度の当初予算の中では漁業資源の確保のための取組として，アユ，カサゴ，タイなどの放流計画，藻場の整備事業計画ですね。そういうことが示されているんですけども，決算の中では報告がされておられませんので，その実績をまずお知らせください。

○林務水産課長（市来秀一君）

まず，漁業資源繁殖施設整備補助事業でございますが，令和2年度に人工のイカの産卵礁の設置を行っております。こちらが4万円でございます。またイカ柴投入としまして18万6,000円の補助を行っております。放流事業につきましてですが，放流支援事業と致しまして，カサゴの種苗放流5,000匹を21万5,000円で，また若アユの放流を35万円で行っております。

○委員（宮内 博君）

若アユは35万円と金額ですけど，何キロの放流をされたんですか。それと，タイの稚魚について5万5,000匹という計画があったんですけども，あと藻場の整備の関係もあったかと思いますが。

○林務水産課長（市来秀一君）

若アユの放流のほうでございますが，665kgになります。もう一つの事業と致しまして，漁業資源放流支援事業，パイロット事業でございますが，こちらのほうで，まず，マダイの種苗放流が2万7,623匹，金額に致しまして2万5,000円。こちらは錦江漁協のほうでございます。福山町の漁業協同組合のほうで，マダイの稚魚放流が2万7,623匹で6万6,000円となっております。ちょっと確認させていただき，後ほど回答させていただきます。【35ページに訂正あり】

○委員（宮内 博君）

あと，藻場の環境整備の関係はどうだったんでしょう。

○林務水産課長（市来秀一君）

藻場の環境整備につきましては，先ほど申し上げましたイカ柴投入ということでの環境整備で行っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

計画ではアマモを植栽をするということで説明がなされている経過があったものですから，そのことをお尋ねしたんですけども，その計画を変更したと。イカ柴の投入にということなんですか。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

アマモの藻場の保全活動ということで，水産多面的機能発揮対策事業というものを令和2年度に行っております。この実績としましてはアマモの移植であったり播種であったり，またモニタリングということで，漁協さんのほうで参加を御協力いただいて行ったんですが，結果としてなかなかアマモが繁殖するという実績が芳しくなかったというものがございまして，令和3年度も引き続きやる予定にはしていたんですが，このアマモの研究という部分で，この多面的機能の事業を行っていきまして，漁協さんの負担も大きいということで，なかなか成果が目に見えないという部分がありましたので，この事業につきましては令和2年度で一旦休止をさせていただいているという状況でございます。

○委員（宮内 博君）

ということは、当初計画では藻場の投入とかをしたけれども、現実的には実施されなかったということで理解してよろしいですか。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

藻場の実績でいろいろと数量的なものが説明がなかなか難しいところがございます。実際、移植、播種を行いまして、人数的にはアマモの移植、播種に漁協から38人の方に御参加をいただいて実施をしております。その後のモニタリング調査ですが、これは漁協のほうから協力いただきまして、12名の参加を頂いて実績の確認というか、播種状況の確認をしているところではございます。

○委員（宮内 博君）

事業は一応、この当初の計画のとおり、多面的機能推進事業として実施はしたということですよ。金額的に27万円ということで当初予算で説明がされているんですけども、一定の人手の投入をしていらっしゃるようですけど、幾らになったんですか。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

多面的事業につきましては、今、委員が言われましたように御協力を頂いています報酬等と消耗品費と合わせまして、合計で支出済額が令和2年度につきましては27万9,680円の支出済額となっております。

○委員（池田綱雄君）

多面的機能支払交付事業ですか。これで最近是用排水路は非常にきれいになりました。この事業と耕地課の事業とどちらがするのか。重なる部分が多いと思うのですが、どこで境界がされているのかお尋ねします。

○耕地課管理グループ長（蔵元賢一君）

多面的機能支払交付金でございますけれども、耕地課内で事業するのですけれども、事業交付金についての対象としましては、農業者も含めて地域住民団体で構成する活動組織に対しての交付金をお支払いしております。その中で、自分たちで組織の中で、集落で話し合いをしていただいて、農地の維持活動であったり、あとは水路等の軽微な補修等であったりということ、地域内で、計画を立てていただいて、お支払いするという形になっております。一方、市の予算になりますと、なかなか予算を伴う部分があるのですけれども、線引きというのは難しいのですけれども、即効性とか、地域のニーズに合った事業という点で、多面的機能支払交付金のほうの活用も、地域で進めているところがございます。

○委員（池田綱雄君）

草払いとかそういうのばかりじゃなくて、側溝の整備とか、そんなのも交付金だけでやっていますよね。だから、最近はどこを耕地課のほうに頼めばいいのか。ちょっと分かりにくくなったのですけど。もうなんでもかんでもするというのでいいのですか、その事業中。

○耕地課長（塩屋一成君）

多面的で行う事業につきましては軽微な修繕とか、維持補修についてはやっただくのですけれども、緊急を要するやつとか、規模が大きくなれば、市のほうでやると。特にまだ長寿命化ということで、水路を改修したりというのも、多面的の組織の団体でもできるのですけれども、事業規模が200万円以下とかいうふうに限られておりますので、そこら辺で分けて事業を進めているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

82ページの農道・用排水路等の除草作業、これの委託をされていますよね。きれいになるのはいいのですが、1本小さな木が生えている。2cmぐらいまでが草払い機で切れますよね。それをきれいに残しているような感じが非常にするわけですよ。そうすると四、五年たてば、ものすごく大き

くなって、また別途事業入れないと切れないというようなことになると思います。だから、委託するときに、小さな木は切ってくれというような指導してもらいたいなど。これは市道も一緒なのだけど、そういう指導をしてもらいたいというふうに思います。要望です。いや、答えもどうぞ。

○耕地課長（塩屋一成君）

今後につきましては、特にセンダンの木などはすぐ大きくなってきますので、その辺のことは含めて委託の中で処理するように指示していきたいと思っております。

○林務水産課長（市来秀一君）

先ほどのマダイの稚魚の交流事業の金額の差異についてですが、稚魚の種苗代につきましては、別途協会のほうに負担金を払っております、その負担金に基づいて、稚魚は入手しているところでございます。ですので、この分の経費には、稚魚代は入っておりません、あと船代でありますとか、人件費の部分での差額ということになります。

○林務水産課主幹（山本秀一君）

先ほど宮内委員から御質問がありました、令和2年度の間伐から発生しました材積ですが、市場向けが1163.49^m³でございます。そしてC・D材につきましては、246.07^m³でございます。合計で1,409.56^m³となっております。

○委員（宮内 博君）

今の杉材等も、大変上がっているというような状況なんです、昨年はそこまでもなかったのかなと思いますけれど、今単純に計算しましたら、立米当たり1万1,300円ぐらいかなと思いますけれども、市場に出した値段はですね。ただC・D材は88万円ということだったと思いますけれども、立米当たり3,580円ぐらいかなというふうに思いますけれども、単価的にはどうなんですか。そういうものなんですか。

○林務水産課長補佐（奥 芳生君）

今おっしゃられました市場で販売する材につきましてはもちろん、市場で落札をされた方が入れる金額で、委員がおっしゃった1万1,000円とかそれぐらいの数字になると思います。C・D材が3,500円といますのは、C・D材につきましては、山の切り出してきた土場と我々呼んでいますけれども、切り出してきた場所で販売をするものですから、まずその材質的に低い低質な材であるということと、あとはその運搬代とか、そういったものが買われる方の負担になるということで、金額的には少し開きがありますが、3,500円程度ということになっております。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

午前中、宮田委員のほうからありました質問なんですけれども、ちょっと調べましたら、国が出している資料がありましたので、御紹介しておきます。有機農業でやった場合、ヘクタール当たり1年間で0.93 tのCO₂削減になるようです。あと、カバークロープにつきましては、年間でヘクタール当たり1.77 t、堆肥の使用につきましては、年間ヘクタール当たり2.26 t。ということで霧島市内に置き換えますと約210 t余りのCO₂削減になっておりますので、今後もこういったことを宣伝しながら、推進していきたいと考えております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農林水産部の質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時28分」

「再開 午後 1時33分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

令和2年度霧島市一般会計歳入歳出決算書のうち、教育部に係る決算について説明します。はじめに総括を説明し、その後、教育総務課から順に各課長等が、決算に係る主要な施策の成果に基づき説明します。それでは、歳入歳出決算書の9ページ、10ページをお開きください。(款)10教育費には、市民環境部のスポーツ・文化振興課の所管する予算・決算も含まれますので、教育部所管に係る予算・決算を説明します。教育費の予算現額89億1,393万8,000円のうち、教育部に係る予算現額は76億9,941万1,000円であり、総予算現額に対して約9.0%を占めています。また、教育費の支出済額68億5,198万6,916円のうち、教育部に係る支出済額は61億2,054万4,292円であり、総支出済額の約7.8%を占めています。それでは、各項の支出済額について説明します。(項)1教育総務費では、教育委員会事務局の運営や奨学資金の貸付のほか、教職員住宅の修繕等を行うなど、3億9,759万7,156円を支出しました。(項)2小学校費では、各小学校の円滑な管理運営に努めたほか、GIGAスクール構想を推進するために校内ネットワークやタブレット端末を整備するなど、16億2,448万5,326円を支出しました。(項)3中学校費では、各中学校の円滑な管理運営に努めたほか、GIGAスクール構想を推進するための環境整備、日当山中学校と隼人中学校の大規模改造工事を行うなど、15億5,439万6,387円を支出しました。(項)4高等学校費では、国分中央高等学校の円滑な管理運営や、生徒の希望する進学・就職に向けた指導に努めたほか、食品加工室を整備するなど、9億6,151万6,688円を支出しました。(項)5幼稚園費では、公立幼稚園4園の円滑な管理運営を行うなど、8,084万2,297円を支出しました。(項)6社会教育費では、家庭教育支援チームを創設し、地域で「親子の育ちを支える」仕組みづくりに取り組むとともに、各社会教育施設の適切な維持管理に努めました。また、国分図書館で、非対面による本の貸出や返却ができるシステムを新たに導入したほか、国指定史跡である大隅国分寺跡の石塔の保存処理を行うなど、6億4,846万9,830円を支出しました。なお、社会教育費の支出済額7億2,196万6,421円との差額は、市民環境部の支出です。

(項)7保健体育費では、通学路等の安全確保や防災教育を充実するとともに、運動習慣の育成やフッ化物洗口の拡充など、健康な心身を育む教育を推進したほか、各小中学校に消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品を整備し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みました。また、各学校給食センターと単独調理場を適切に管理運営し、安全・安心な学校給食を提供するなど、8億5,323万6,608円を支出しました。なお、保健体育費の支出済額15億1,118万2,641円との差額は、市民環境部の支出です。次に、教育費の令和3年度への繰越額12億2,680万7,000円のうち、教育部に係る11億4,876万円について説明します。(項)2小学校費の2億2,891万8,000円と(項)3中学校費の6億8,054万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として手洗い流し場を増設・修繕する経費及び校舎等の大規模改造工事に係る経費です。(項)4高等学校費の1億8,101万円は、新型コロナウイルス感染症対策として保健衛生用品等を整備する経費、小畑農場にデジタル化対応装置等を導入する経費及びビジネス情報科に高性能パソコンを整備する経費です。(項)6社会教育費の1,029万円は、新型コロナウイルス感染症対策として市立公民館のトイレの一部を洋式トイレに改修する経費です。(項)7保健体育費の1億2,604万7,000円のうち、教育部に関する4,800万円は、新型コロナウイルス感染症対策として公立小中学校に保健衛生用品等を整備する経費です。最後に執行率については、教育費のうち、教育部に係る支出済額61億2,054万4,292円の、予算現額76億9,941万1,000円に対する執行率は約79.5%ですが、予算現額から令和3年度への繰越額11億4,876万円を除いた65億5,065万1,000円に対する執行率は約93.4%でした。以上で、教育部の総括説明を終わります。

審査をよろしくお願いします。

○教育総務課長（西敬一郎君）

教育総務課に関する主要な施策の成果について、説明します。令和2年度決算に係る主要な施策の成果の123ページをお開きください。教職員住宅維持管理事業については、入居が見込めない一般の教員用住宅2棟を解体したほか、緊急を要する案件から優先的に補修を行い、教職員の住環境整備を行いました。奨学資金貸付事業については、新規貸与者31人に1,632万3,200円、継続貸与者82人に4,299万2,200円、総額5,931万5,400円を貸与したほか、進学先の選考の際に奨学金の貸与の可否が見通せず、進学等の判断に不安や影響を及ぼすことがないように1月に令和3年度新規奨学生としての内定を出しました。124ページをお開きください。国分北小学校屋内運動場大規模改造工事実施設計については、内装木質化及び設備機器の省エネ化やスロープ設置などのバリアフリー対策を設計に盛り込み、着工の準備が整いました。牧園小学校屋上防水改修工事については、校舎19号棟屋上の全面改修を行いました。市内小中学校等長寿命化計画策定業務については、令和元年度に実施した全小中学校等の現地調査に基づき、学校施設等の劣化状況等の評価を行い、施設整備の実施計画を策定することができました。日当山中学校屋内運動場大規模改造工事については、屋内運動場の内装木質化及び設備機器の省エネ化やバリアフリー対策などを行いました。同じく日当山中学校の昇降口棟改築工事については、多目的に使える教室の整備やエレベーター設置等のバリアフリー対策及び内装木質化など改築及び改修工事に着手し、本年の8月末に完成しました。125ページをご覧ください。隼人中学校校舎大規模改造工事については、13号棟の内装木質化及び設備機器の省エネ化やスロープ設置などのバリアフリー対策の工事に着手し、本年11月末の完成を目指し、順調に工事を実施しています。これらの小中学校の施設整備により、安全で快適な教育環境の整備を進めることができました。以上で説明を終わります。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

学校教育課に関する主要な施策の成果について説明します。令和2年度決算に係る主要な施策の成果の126ページをお開きください。キャリア教育・進路指導推進事業については、中学校ドリカムプラン事業において、伊佐市、湧水町の教員と連携して中学2・3年生を対象とした実力テストを作成しました。テスト結果を各学校と共有することで、進路指導や中高連携を強化することができました。霧島しごと維新事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、企業見学会やキリシマ・グローバル・アクティビティなど一部の事業を中止にしましたが、2月に中学校4校で企業の代表者等を講師とした立志講話や、商工振興課と連携した10年後の自分探し（企業説明会参加）を実施しました。続きまして、いじめ・不登校対策等子どもサポート事業です。不登校の児童・生徒やいじめ認知件数が増え、ネグレクト等の家庭環境やSNSによるいじめなど、生徒指導上の問題行動に関し、原因や状況が多岐にわたり、解決がこれまでよりも困難になってきています。新規の長期欠席者を出さないことを重点におき、いじめに関するアンケートを実施するなど現状把握に努め、また、学校や関係機関と連携を図るとともに、児童生徒に対して魅力ある学校づくりを推進するなど、未然防止や初期対応に取り組みました。不登校や問題行動などの未然防止に向けて、教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、子育て支援課など関連機関と連携し、学校対応や保護者対応を行うとともに、いじめ問題対策支援員、学校、教育委員会が密に連携を取ることで、いじめの早期発見や早期解決につながりました。続きまして、127ページをご覧ください。特別支援教育推進事業です。近年、特別支援学級の児童生徒数と通常の学級で支援が必要な児童生徒数が増加傾向にあることから、これまでのような学級経営が困難になってきています。また、特別支援学校への就学が望ましいと判断された子供が地域の小学校に入学してくるケースもあります。支援を必要とする幼児・児童・生徒に対応するため、特別支援教育支援員を各学校等に配置し支援を行うとともに

に、9月には支援員を対象にした研修会を開催し、資質向上を図りました。また、子ども発達サポートセンター（あゆみ）と協働で、保護者の相談に対応する仕組みを構築するなど支援を充実させることができました。続きまして、要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業です。就学に際し経済的に困っている児童生徒が安心して教育を受けられるように、保護者に学用品費や給食費等の一部を支援する事業です。支援漏れがないように、小・中学校の全ての保護者に申請の意思確認を行っています。認定者数を前年度と比較すると、小・中学校ともに増加しました。続きまして、ICT環境整備事業については、GIGAスクール構想を推進するため、小学校3～6年生にipadを5,010台、中学校1～3年生にwindowsタブレットを3,588台整備しました。併せて、校内の通信ネットワークの増強と充電保管庫の設置も行いました。128ページをご覧ください。学校保健総務管理事務事業については、国庫補助事業を活用し、消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品を各小中学校に配備し、新型コロナウイルス感染症対策を行いました。また、平成27年度から進めているフッ化物洗口事業では、新たに2校が加わり令和2年度末において32の小学校で実施しています。今後も全小学校で実施できるよう努めてまいります。学校教職員健康診断事業については、教職員の健康診断やストレスチェックを行い、体調管理に努め、必要に応じて業者によるカウンセリングや産業医による面談を行ないました。学校環境検査事業については、水質検査や空気等環境検査を実施し、状況把握と安全確認に努め、必要に応じて再検査や清掃を行い、安全な環境を維持しました。学校遊具施設点検修繕事業については、遊具等の点検を実施し、危険性の高い遊具から順次修繕を実施しました。また、必要に応じて撤去を行ない、児童生徒の安全確保に努めました。以上で説明を終わります。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

学校給食課に関する主要な施策の成果について、説明します。令和2年度決算に係る主要な施策の成果の129ページをお開きください。学校給食センター及び単独調理場の運営については、施設、設備及び備品の不具合に対して、修繕や買替えを適宜行いながら、安全安心な学校給食の提供に努めました。また、隼人学校給食センターにおいては、備品更新計画に基づき、1年目の更新を行いました。食に関する指導については、栄養教諭が各学校に出向き、児童・生徒に食に関する正しい知識や食習慣について、理解を深めてもらうための機会を提供したほか、保護者には、給食だよりや献立表により、周知を行いました。食物アレルギー、食中毒及び異物混入等への対応については、学校や保健所等と連携を図り、マニュアルに基づいた対応を遵守することで、事故等の発生防止に努めました。特に、食物アレルギーについては、保護者と面談して子どもの状態を詳しく聴き取り、より確実な対応をすることができました。以上で説明を終わります。

○社会教育課長（新門勝利君）

社会教育課に関する主要な施策の成果について、説明します。令和2年度決算に係る主要な施策の成果の130ページをお開きください。青少年育成センター運営事業については、パトロールの実施、電話やメール、来所による相談業務のほか、非行防止のための広報活動を行いました。また、市内各地区における成人式については、7地区それぞれで新成人による実行委員会が特色ある運営を行い、対象者1,727人のうち968人が参加し、参加率は56.1%となりました。131ページをご覧ください。家庭教育総合支援事業については、公立幼稚園、小中学校49校で家庭教育学級が開設され、延べ5,387人が参加し、家庭教育の大切さや、家庭における子どもへの関わり方を学習しました。また、牧園地区、福山地区で子育てサロンの開設を通し、家庭教育支援チームを組織化するなど「地域で親子の育ちを支える仕組みづくり」の具現化を図りました。成人教育推進事業のニューライフカレッジ霧島、霧島アカデミー、高齢者学級運営事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業を中止しました。きりしまっ子立志育成事業については、本市の自然や文化、地域資源を生か

した立志塾や高等教育機関と連携した科学体験イン第一工大を実施し、将来の夢や目標を考えるきっかけづくりができました。132ページをお開きください。いきいき国分交流センターやサン・あもり等の指定管理施設については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行い、利用者に安心・安全な学びの場を提供することができました。133ページをご覧ください。各地区公民館管理運営事業については、市立公民館等の施設や設備の定期点検委託で安全性を確認する一方、不具合箇所等の修繕や改修を行い、安全に利用できる学習環境づくりができました。また、公民館講座開設事業については、定期講座は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業を中止しました。併せて、定期講座の学習成果の発表の場である、まなびフェスタも中止しました。そのような中、年度下半期に短期講座を開設することで学びの保障を図り、市民へ学習機会を提供することができました。134ページをお開きください。企画特別展については、南九州に住んでいた隼人が、大和朝廷に対して抵抗した戦いから1300年であること記念して「今こそ、隼人」展を隼人塚史跡館で開催し、隼人に関する理解を深める機会とすることができました。きりしま郷土館めぐりや古文書講座といった歴史講座等は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業を中止しました。135ページをご覧ください。文化財を生かしたイベント等の開催については、きりしま歴史散歩を行い、市内各地の文化財に直接触れる機会を提供することができました。しかし、小・中学生が対象の文化財少年団は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業を中止しました。文化財整備事業については、市内指定文化財の修繕等や文化財案内看板6か所、標柱8か所を設置しました。さらに、国庫補助金を活用し、国指定史跡大隅国分寺跡の石塔の保存処理・修復を行い、文化財の適切な保護に努めました。以上で説明を終わります。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（北井上真悟君）

図書館及びメディアセンターに関する主要な施策の成果について、説明します。令和2年度決算に係る主要な施策の成果の136ページをお開きください。学習環境の充実については、国分・隼人図書館、溝辺・横川・牧園・霧島・福山図書室において、蔵書の収集や整理を行い、全体冊数は39万6,350冊となり、年間延べ12万8,203人の方々にご利用いただきました。館内においては、季節ごとの「おすすめの本」の展示等や、レファレンスサービスを行い、利用者への館内奉仕に努めました。移動図書館については、国分図書館が巡回場所の見直しを行い、昨年度より1か所多い計91か所となり、市民が本を身近に感じる機会づくりに取り組みました。環境整備については、国の臨時交付金を利用し、新型コロナウイルス感染症対策として、非対面型の貸出、返却、受取りができる機器を国分図書館に設置しました。また、児童コーナーの書架照明をLEDに交換し、図書や利用者により優しい環境づくりに努めました。読書活動推進については、保健センターとの連携で行うブックスタートや、学校図書館・ボランティアグループの協力を得て行うおはなし会や読み聞かせを継続し、読書に対する興味の醸成を図り、読書推進に努めました。また、利用者からの予約・リクエストに対応するため、新規購入や公共図書館との相互貸借を活用し、貸出しの充実を図りました。続いて137ページをお開きください。メディアセンター運営について、説明します。まず、学習環境づくりについては、新型コロナウイルス感染症対策による利用者の安心・安全確保のため、一般開放コーナーの座席数を削減するとともに、利用しやすい環境づくりに努めました。臨時休館や利用人数制限等の影響から、一般開放コーナーは前年度より8,643人減の延べ9,540人、上映会は合計で79回開催し、前年度より1,781人減の延べ494人の市民にご利用いただきました。次に、メディアセンターの充実と利活用の推進については、視聴覚ライブラリー充実のため、県視聴覚ライブラリーと連携し、毎月教材を借用するなど、利用者のニーズに応じた教材の提供に努め、昨年度並みの298本の貸出しとなりました。また、メディアの活用に関する講座の充実においては、感染症対策のため受講者を半減して実施し、学びの場を提供しました。その他、来所研修の充実のため、パソコンや映像等に関

する指導・助言を行いました。教育の情報化の推進については、通信障害やネットワークの不具合に対し、関係業者と連携しながら迅速に対応することで、学校間ネットワークの利用数増加につながりました。また、情報教育関連研修会等の実施と研修支援においては、様々な研修会が中止となる中、オンラインでの開催を模索し、5回のオンライン研修会を行うことができました。その他、プログラミング教材を購入し、講座での活用や学校への貸出しを行い、プログラミング教育の推進を図りました。以上で説明を終わります。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

国分中央高等学校に関する主要な施策の成果について、説明します。令和2年度決算に係る主要な施策の成果の138ページをお開きください。進路指導の充実については、進路指導補助員を1人配置し、企業情報の収集や新規の求人開拓を行い、県内外で19社の企業を新規に開拓しました。成果としては、企業訪問や関係機関との連携により、リアルタイムに求人情報等を収集できたことにより、卒業時には、全生徒の進路が決定し、就職・進学率100パーセントを8年連続で達成しました。高等学校の活性化については、部活動における外部指導者による指導や九州大会以上に出場した部活動に対する大会補助、指定宿舎における寮監業務の委託や新規入寮者に対する一時金の補助を行いました。成果としては、陸上、女子ハンドボール、柔道部が全国大会に出場するなど、学校の取組が着実に生かされました。また、指定宿舎には寮監を配置し、生徒が安心・安全な生活が送れるようにするとともに、入寮の際の一時金を一部補助することで保護者の負担軽減につながりました。高等学校の施設整備については、食品加工室改修工事及び備品の整備が完了し、6次産業化等を学ぶ食品製造の科目実習を行うための環境が整いました。以上で説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（宮内 博君）

127ページの就学援助の関係でお尋ねをしたいと思えます。認定者数については成果のところに前年度よりも増えているということで紹介があるわけですが、それぞれ子供の全体の数からして何%ぐらいになるか、お聴かせいただきたいと思えます。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

令和2年度の就学援助費に関しまして、要保護及び準要保護生徒の認定率につきまして御報告させていただきます。小学校につきましては全児童数が7,463人おりました。そのうち申請書を提出された方が1,896人[閉会後に訂正の資料提出あり。正しくは1,990人]。うち認定された方が1,850です。認定割合としましては、要保護、準要保護合わせまして小学校につきましては24.79%になります。中学校まで含めて全部といたしましては、小中学校全部の生徒児童数を合わせた数が1万960人ですね。認定者数が2,759人。認定率につきましては25.17%となっております。

○委員（宮内 博君）

小学校と全体は分りましたけれど中学校は何%ですか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

中学校を申し上げます。中学校の全生徒数が3,497名に対しまして申請者数が889人[閉会後に訂正の資料提出あり。正しくは947人]。認定者数が909人で認定率につきましては25.99%です。

○委員（宮内 博君）

就学援助にはいろんな種類があるんですけども、国が示す基準額と実際に支給されている金額、それはそれぞれどういうふうになっていますでしょうか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

令和2年度の国のほうで示しております予算単価が学用品費につきましては小学校が1万1,630

円、中学校が2万2,730円です。霧島市につきまして支給しておりますのが学用品費ですね、小学生が1万1,520円、中学生が2万2,510円です。新入学児童生徒学用品費につきましては、小学生が国のほうが5万1,060円、中学校が6万円となっております。対しまして霧島市の支給のほうが小学生が5万600円、中学生が5万7,400円となっております。

○委員（宮内 博君）

まだ、全部お答えになっていただけていないんですけど、今お示しになった学用品費と新入学用品費ですね。基準額よりも霧島市は少し低いわけですよ。これは基準額に合致させる金額ということではできないのかどうかですね。これは国のほうの予算単価になっているというふうに思うんですけども、そのところは、令和2年度、この基準単価の引上げ等については実施がされていないということになるわけですけど、どういう議論をされたんでしょうか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

令和2年度については令和元年度と同様、霧島市のほうの基準は変わっていないということなんですけど、国のほうの基準と比較すると霧島市のほうが低いんですが、やはり予算等との兼ね合いもございますので、また今後、検討していく必要はあるかなと思います。

○委員（宮内 博君）

教育長にお尋ねいたしますけれど、今、申し上げましたように国の交付単価よりも少ないという状況があります。また、給食費については実費の8割ということで全額支給になってないんですよ。その辺の改善が必要だというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（瀬戸上護君）

国が示してある基本単価につきましての差額の考え方でございますが、極力、それに近寄せる検討は必要かと思えます。これまでも、他市の状況等も踏まえながら、そして本市の推移等を検討した結果としてありますけれども、国のほうが上がっていくという背景というのを今後、引き続き検討していく必要があると考えています。

○委員（宮内 博君）

ぜひ、そのところは国のほうが示している金額を支給できるような形で改善を要請しておきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員（池田綱雄君）

成果の126ページ、口述でもありましたけど、商工振興課と連携した10年後の自分探しと。企業説明会に参加しましたという説明があったんですが、ここをもうちょっと詳しく説明をお願いします。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

霧島しごと維新における10年後の自分探し、企業説明会ということでした。33社の企業にお越しいただきました。そこでの企業の方々にブースに分かれていただいて、霧島市内の企業という形になりますので、こういった魅力的な企業が霧島市内にあるんだということの子供たちの理解、説明、そういったことをして、子供たち自身が霧島市に対して誇りを持つ、将来もここで働きたい、残って就労したいと、そういった思いが生まれるような説明会を実施してまいりました。なかなかコロナ禍で非常に厳しい状況ではあったんですけども、これと先ほど申しあげました立志講話会については実施することができたということで、子供たちに霧島市の魅力を少しは伝えることができたのかなと考えております。

○委員（池田綱雄君）

4校と書いてあるのですが、どこですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

この中学校につきましては、舞鶴中学校、日当山中学校、横川中学校、牧之原中学校の4校にな

ります。

○委員（池田綱雄君）

中学校ですよ。中学校の先生。昨日、商工振興課では、地元に残すために、学校の就職の担当者の先生も呼んだらと言ったら、もう教育委員会でそのようなことをしてあるようなことを言いましたので、ちょっとお尋ねするんですけど、そういうことで私としては高校の就職の先生に企業を回ってもらって、子供たちに説明ができるようにしてもらいたい。そういうことであったけれど、それとはちょっとニュアンスが違いますね。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

昨年度はコロナ禍でなかなかできなかった部分があるんですけども、本年度につきましては企業見学会というのも、説明会ではなくて見学会のほうなんですけれど、これを実施しまして、こちらにつきましては各中学校の教員にも、また保護者も含めて参加をしていただいております。もちろん子供たちも参加して、霧島市内の企業について回っていただいて、そういった状況について知っていただくということを設けております。

○委員（新橋 実君）

126ページに、先ほど、不登校や問題行動の未然防止に向けてということで、いじめの早期発見や早期解決につながったということなんですけれども、どれぐらいのいじめの早期発見、早期解決につながったのかお伺いします。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

まず、いじめの認知件数のほうなんですけれども、令和2年度が小学校が2,902件ございました。中学校のほうが398件、合わせまして3,300件という数でございます。これにつきましては先ほども述べましたけれども5年前と、以前と比べてかなり増えてきているという状況がございます。こういった事業を通して不登校を減らしたいという思いで、学校とともに関係機関と連携しながら取り組んでまいりました。令和2年につきましては、再登校できた子供たちですけれども、これが小学校で37人です。中学校が36人ということで、合わせまして73人の子供たちが、もう一度学校に行く道を持つことができたということでございます。この数字はなかなか厳しい数字だと思っております。ただ、令和元年度までは、これが40から50名ぐらいしか回復できなかったんですけども、この年は73人できたということで、こういった事業の成果がじわじわじわじわですけれども出てきているのかなと思っております。

○委員（新橋 実君）

小学校で2,902件、中学校で398件、これだけのいじめがあるわけなんですけれども、実際このいじめによって、令和2年度で、学校に不登校で来ていない子供たちの数は確認されているんですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

いじめによって不登校になってしまっているということ。30日を超えてきますと重大事案という形になってまいりますので、そういったことが今、霧島市内で起こっているというところはございません。ただ、いじめにならなくても、小さな人間関係があると思うんですけども、そういった友人との人間関係トラブル、そういったことで不登校になっている子供たちがかなりおります。主要な原因の2番目に、そういった友人関係とのトラブルがございますので、そういった意味から考えますと、件数についてちょっと今ぱっと出せないんですけども後もお知らせしたいと思っておりますけれども、大きな一つの要因だと思いますので、そこにメスを入れていくということが非常に大事な事かなと考えております。

○委員（新橋 実君）

今、このいじめの定義というのは、こういったものを定義されていますか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

いじめの定義でございます。平成25年にいじめ防止対策推進法ができております。その第2条に定義してございます。この法律において、いじめとは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為、（この中にはインターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうという形で述べられております。

○委員（新橋 実君）

これについて、令和2年度、アンケート等を子供たちに対して取られたことはあるんですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

アンケート調査につきましては各学校で毎月実施をしております。いじめについて、アンケートだけではないんですけども、教育相談とかいろいろな場でとにかく早期発見しないことにはどうしようもないので、とにかく早く発見するためのアンケートについては、毎月実施するように各学校に指導しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

総欠席者、これは各学校もちろん把握されていると思いますけど、先ほど30日以上と言われましたよね。それは今、小中学校にどれくらいいるんですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

令和2年度の長期欠席者でございます。小学校が88人、中学校が204人でございます。資料のほうには187と出ていると思いますけれど、訂正いたします。204人が正しい数字でございます。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

○委員（新橋 実君）

こういう子供たちがいるわけですね。そういうところに対して、学校の先生方が、どれぐらいの頻度で家庭訪問とか対応をされているのか、お伺いします。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

各学校によって違ってはいけないと思うんですけども、例えば1日子供が休めば、確実に学校は電話するという形になっています。これは1日のうちの午前中の早い時間帯に電話をいれる。【「長期欠席者」という声あり】長期欠席者につきましては、少なくとも3日休めば必ず連絡を取りますし、家庭のほうを訪ねて、いなければ伝言を残したりとか、電話で連絡を取ったりとか、いろいろな手段はあると思うんですけども、又は保護者の職場にアプローチをかけたとか、とにかく子供の安否を確認するということが一番大事なことだと思いますので、こまめにとっていくことが大事だと思います。

○委員（新橋 実君）

本当に家にいるのかということからが私は大事だと思うんです。今、いじめだけではなくて家庭内暴力とか、いろんなこともあるわけですよ。やはりそういったことを確認するためにも、学校の先生方が頼りだと思うんです。先生方だけではなくて、スクールソーシャルワーカーとか、いろんな方いらっしゃると思うんですけども、そういうことは毎日でも行っていただきたいと思うんです。数も多いわけですけども、その辺については教育長どうなんですか。

○教育長（瀬戸上護君）

おっしゃるとおり、長期欠席者の状況というのは、何とか回復したいと。入口としては、常にアプローチをかけていくと。そして、その背景にいろんな複雑な家庭環境等々もあります。場合によっては、福祉のサイド、あるいはスクールソーシャルワーカー、また、いじめ防止対策委員とか、いろんな方法で家庭訪問をしたり、家庭訪問してもなかなかという場合もあります。そのときにさ

つき、課長が言ったようにメモを残したりとか、あるいはおじいちゃんおばあちゃんとか、必ず連絡をもらえるようにとか、きめ細かにできる限り対応していこうということは今後も続けていきたいと思っています。

○委員（新橋 実君）

そういうことで長期欠席者に対してアプローチをかけているということなんですけれども、そういう子供たちが実際、学校に登校したというのはどれくらいあるんですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

先ほどの数字とちょっと同じになってくるかと思えますけれども、令和2年度で最終的に再登校できた子供たち、小学校が37名、中学校が36名。長期欠席者、不登校の子供たちが、再度学校に行くようになった子供たちの数が小学校が37名、中学校が36人、計73人という形になっております。

○委員（平原志保君）

学校保健のほうで伺います。フッ化物洗口事業をされていますけれども、令和2年でこれは新たに2校追加されたということでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

令和2年度につきまして、新たに2校実施されるという形になりました。

○委員（平原志保君）

そうすると、これは平成27年からスタートしているということなんですけれども、年数もたってきました、効果も数字も出てきていると思うんですけれども、令和2年度で虫歯の率は下がってきたりというような数字などはあったのでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

虫歯についての調査の治療率でございますが、令和2年度のほうが、小学校が治療率が61.1%、中学校は47.3%。ただ、このフッ素洗口につきましては、そういったことよりも虫歯にならないという意味合いが大きな意味合いだと思います。DMFT指数などという数字がございますけれども、そういったものを調べたときにこの数字につきましてもいろんな学校調べてございますが、トータルの数字としまして、抽出でちょっと調査をかけておりますが、令和2年度が0.47という数字になっております。平成27年で0.77という数字ですから数字的にはかなり下がってきているところでございます。学校によってはなかなかいい効果がまだ見られない部分もあるんですけれども、全体としてはそういった数字が見えてきているのかなと考えております。

○委員（山田龍治君）

遡りますが、主な政策の123ページの教職員住宅の維持について質問させていただきたいと思えます。施設修繕で、この三つ以外に49か所ということで記載をされておりますが、この49か所の場所は職員の皆さんが今住んでいらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課主幹（徳田 章君）

修繕に関しては、昨年度、49プラス3で52か所修繕をいたしましたけど、全て入居しております。

○委員（山田龍治君）

では、下の樹木の剪定、草刈委託というところの10か所は人は住んでいらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課主幹（徳田 章君）

樹木の剪定、草刈業務に関しては入居していない校長住宅、教頭住宅、例えば、国分中央高校の校長住宅とかの除草作業等を行っております。

○委員（山田龍治君）

以前、国分小学校の教頭住宅の草刈と木の剪定をさせていただきました。あそこの建物は、私が思うに、空き家にするには非常にもったいない建物だなと思っておりますけれども、なぜ入居され

ないのかお示しをいただきたいと思います。

○教育部長（池田宏幸君）

教職員住宅、現在入居されているところは、いずれも管理職の校長、教頭が入居されているという状況でございます。一方で、霧島市には小中学校48校ございまして、それぞれの合併以前からの経緯もあって、校長住宅、教頭住宅を持っております。霧島市はご承知のとおり、公共施設管理計画を策定して、そういう中で、公共施設というか面積の縮減ということを現在取り組んでいるところでございます。国分・隼人地区を中心とした民間の借家で、代替ができる地域につきましては、市として建物を管理するよりも、民間の借家に入居していただいて、そちらのほうで、賄ったほうがいいというようなことで、教育委員会とそれから市長部局のほうとも話をいたしまして、そういうような形で、教職員の人事異動のタイミングを見ながら、あの方にはもう入っていただかないというような形で。ただし、学校の近くには住んでいただくということで行っているところでございます。ただし、であれば、今度はその方に対する住居手当というようなこともあろうかと思えますけれども、その部分については、県費負担教職員ですので、市としての支出はないということでございます。民間の借家に入っていただくと、管理費が市としてはなくなるということと、それから住居手当を市として支給することはないということでございますので、そういう形で進めていながら、床面積の縮減を図っていくと。そういうことで、地域の方々にその空いた空き家については、地域の方々あるいは行政で活用するという調査をいたしまして、活用の見込みがないというものに限りまして、売却をするというような方向性で進めているところでございます。

○委員（山田龍治君）

お尋ねした国分小の教頭住宅は、どう見ても、私も古ければ仕方がないなと思います。あの建物は少なからず、まだ全然十分住んでいることが可能ですし、売却しても、人がすぐ手を挙げるほどの新しい施設だと思っております。いない状態で41万8,980円をずっとこの伐採や剪定に使うことが本当に果たして正しいのか。この41万8,000円が、子供たちにこれを変えることで使えることができれば、より充実した子供たちの環境づくりができるのではないかなと思いますので、ここのコスト削減というのはしっかり考えていただければなと思いますけれども、回答いただければと思います。

○教育部長（池田宏幸君）

さきの一般質問でも、同様の御質問をいただいたところですが、市長部局と協議をしながら、当然、売却をするに当たりましては、境界確定でありましたりとか、あるいは、不動産の、特に建物の鑑定評価ですとか、そういうような作業が必要になってまいります。そういうものを行いながら、順次できるだけ早く次の段階に進めていく。売却又は地域の方々に使っていただくというような方向で検討してまいりたいと思います。進めてまいります。

○委員（山田龍治君）

やはり、地域の方から伐採してくれという要望があるということは、余りにも見苦しいから我慢できずに我々にもそういう相談があります。地域の方は、そこが教頭先生の元住んでいた場所だということも、周辺の方は認知をしています。それが管理できてないということは、市はどうかというのは問われるということは頭に入れていただいて、いい施設だと僕は思いますので、できるだけ、そこに入居をしていただく努力をしよう。それでも校長先生、教頭先生がそこに住みたくないというのであれば、財産として今いい状態で、早く違う利用、そして売却を考えていただいたほうが、高い値段で市の財産になるのかなと思いますので、その判断も早くするべきではないかなと思いますので、今後、検討いただければと思います。

○委員（新橋 実君）

129ページ。学校給食センター及び単独調理場の運営については、施設、設備及び備品の不具合に対して修繕や買替えを適宜行いながら、安全安心な学校給食の提供に努めましたということですが、本当にそうされているのかなど。だから、国分は単独調理場もあるわけですが、この間も隼人の学校給食センターについてはですね、億を越えるような整備はされているわけですが、各単独調理場から出た、令和2年度も整備や多少は修繕をされているみたいですが、どれぐらいの要望があって、これだけの修繕で終わらせているのか、その辺はどうなんですか。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

修繕につきましては、こちらに掲載してあるとおりで、単独調理場につきましては86件の約400万円というような形で、修繕につきましては要望がありましたら、適宜それを行っていき、また、夏休み期間中とか長期の休み期間中でないとできないような修繕というようなものも要望を聴きまして、それに基づいて対応しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

今までの積み重ねで結構な――。これは毎日使うやつですから、夏休みは使わないわけですが、月曜日から金曜日まで毎日使う機械器具ですね。やはりそういったのが、非常に壊れて困っているというようなお話を聴くわけですが、なかなかそれに対応できてないというようなことなんですよ。だから、それに対して、給食センターみたいな大きいところは、億というお金をぱっと使って、全体にぱっとすませるといような話もあるわけですが、やはり小さい単独調理場についても、ある程度は対応してもらわないと。中で使っているドライ方式でやっている調理員の皆さんが非常に困っているような状況も聴くんですけど、お宅らにはがそういう声は聴こえないんですか。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

先ほども申し上げましたけれども、不具合が生じた場合には、すぐ調理員であったり、栄養教諭のほうから連絡が来まして、業者にすぐ連絡を致しまして、できるだけ早い修繕の対応をとっているところでございます。

○委員（新橋 実君）

今、業者も1者にほとんど限られているような状況もありますけれども、やはり、調理員の方がスムーズに作業ができるような形で対応していただくように。いろんな話も出ておりますので、しっかり調理員の方にも耳を傾けてやっていただかないと。ドライ方式という形で、半ばドライ方式という形なんですけれども、正式なドライ方式ではないわけですので、やはり作業のしやすさとかいろいろありますので、しっかり対応していただくように要望しときますので、よろしく願います。

○委員（宮内 博君）

128ページの学校教職員の健康診断の事業の関係でお尋ねをしたいと思いますけれども、現状としては、教職員への心身の負担が増えてきているということで記載があるわけですが、成果のところ、実際に医師による面談等が必要となったその件数は状況としてはどういうふうになっているのか。前年度と比較してどうなのかですね。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

ストレスチェックによりまして、医師による面談指導という形ですが、それを受けた職員でございますが、令和元年度が2人、令和2年度が1名おりました。

○委員（宮内 博君）

このストレスチェックの実績911人ということですが、全体での率は何%ぐらいになるんですかね。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

911名ということですが、基本的には全員が対象ということになりますので、市内の全ての教職員について提出するように求めているというところがございます。先ほど申しました医師の面談指導につきましては、本人が希望したという、希望によって面談指導を受けるということになりますので、希望者が令和元年度が2名、そして令和2年度が1名ということがございます。

○委員（宮内 博君）

教育現場にも働き方改革が求められてきているわけでありませけれども、ストレスが増えているということで、現状としては認識がされているわけでありませけれども、令和2年度中の教職員の方々の勤務状況、これはどういうふうに改善をされたのかお聴きをしておきたいと思ひます。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

勤務状況の改善、委員の求められている数字なのかどうか分かりませませんが、令和2年度に精神疾患ということで、休職になられている先生方がお二方おられます。令和3年度、これ本年度5月1日現在でございますが、本年度5月1日現在では、今のところ精神疾患により休職を続けていますよという方が、5月1日現在ではいらっしやらないという形になっております。この数字が平成29年度ですけれども、このときには6名の先生方が精神疾患という形で、休職をとられておりますので、その推移を見る限りでは、こういったストレスチェックなどによって原因を早期に発見して対応できているのかなというふうには捉えております。

○委員（宮内 博君）

委員会等でも、教職員の働き方の改革の問題については議論を致しましたけれども、特徴的に令和2年度で、これまで、かなり長く働いてらっしやった方が、令和2年度の取組によって、それが改善をされたというようなケース、特に労働時間等の問題の関係ですけれども、あれば報告をいただきたい。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

数字的なものについてはちょっと細かい数字は手元になひので。一番、中学校で多いのが部活動だと思ひております。これにつきましては、令和2年度ということではないんですけれども、こういった部活動についてもいろんなルールブックであるとか、取組についての指導した成果によって、今やっと週のうち2日間休むというような形が中学校にも徹底してきたかと思ひております。そのことによって、就労時間というのは、かなり中学校の職員では減ってきているのかなと思ひています。ただ、まだまだ100%というわけにはいきませんけれども、中学校についてはそういったところがあるかといひます。あと、小学校につきましては、よく出てまいります校務支援ソフトというのがございますけれども、これを入れることによりまして、校内におけるいろんな業務とか、また事務的な処理、成績処理又は出席の処理とかそういったことにつきまして、このソフトを使うことによって大分、中学校も含めてですけれども、業務改善が図られてきているのかなというふうには捉えております。

○委員（新橋 実君）

社会教育課にお伺ひしますけれども、この社会教育団体の活動の支援ということで、PTA連絡協議会、あと子供育成連絡協議会、女性団体連絡協議会、連合青年団体とありますけれども、各団体の協議会とありますが、これはどれぐらいずつの団体がこれに加入しているのか分かりますか。

○社会教育課長（新門勝利君）

それぞれの加盟団体ということで、まず市のPTA連絡協議会、これは小中高校まで入れて、特別支援学校も含めまして53校。あと、子供会が174団体、これは組織としては、霧島市子供会連絡育成協議会という1本なんですけれども、各総合支所単位でそれぞれの支部ということでその総数の加盟団

体が単位の子供会数で174です。あと女性団体が、市の女性団体連絡協議会というのが一本化されておりますが、その中で、各地区全部はないんですけど、これが各市町、市の本女性団体が入っているところが6団体です。青年団も一本で連合青年団ということで合併して、一つということになります。

○委員（新橋 実君）

今、子供会等も非常に希薄化して、なかなか入れてもいないような状況があるんですけども、その辺の人数とか確認されているんですか。

○社会教育課主幹（久木田勇君）

令和2年度で霧島市子供会の会員数を申し上げます。小学生の加入者数3,892人、加入率52.2%です。中学生の加入者数484人、加入率13.8%です。

○委員（新橋 実君）

私はまだ小学生は少ないのかなと思ったんですけども、私の地区の周りでもほとんど子供会に入る子供たちは少ないんですけども。それは、毎年、子供会という組織あって、そこから人数が上がってくるという理解ですか。

○社会教育課主幹（久木田勇君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

中学生はこれぐらいかなと思うわけですけども、非常に今、希薄化して、なかなか行事をやるにしても、できないような状況も続くわけであるわけですけども、だから、小学生については52%といえば、それなりにあるのかなと思うわけです。それでもまだ結構入ってないところがある。本当は100%入っていただきたいわけですけども、それをもうちょっと増やすための努力とかは、市としては何も考えてないですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

これはもう何回かの委員会の中でも、この団体の、特に子供会についての加入率の低下ということでは、御指摘もいただいております。課題としても捉えています。機会を通じて市の総会、各支部からも集まっております。各支部の中山間地域の担当者からも、年々人が減ると、加入率とはまた違いますが、絶対数が少ないという問題と、組織がなかなかできないと、単位子供会の人数がもう10名以下というところも、本当に中山間ところが多いのが現状でございます。また、国分・隼人についてもやはり少子化の影響がありまして、あとは、どうしても地縁団体ですから今、委員御指摘のとおり、自治会の加入率っていうのもやはり影響しているという分析はしておりますが、なかなかその自治会の加入率はもう上がらなかったり、ただ、声としては、子供会には入ってないんだけど、そのときの行事に参加したいっていうようなお話もあつたりするので、それはどうしても単位子供会の自治会の補助金をもらったり、そういう絡みがあるので、難しい部分もあるんですけど、そういうふうな課題が出ているというのは、我々社会教育行政のほうでも認識はしております。ただ、なかなか歯止めがかからないのが現状でございますが、機会を通じてチラシであったり、保険のこともあつたりしますので、活動するには保険に入っていって、子供会費として保険を、先ほどグループ長が申し上げたとおり、年度として上がってきますので、その保険加入の促進を両方、一体となって入るには保険入らないといけないので、会費を払って参加してくださいというふうに地道に言っていくしかないのかなというふうには思っております。

○委員（新橋 実君）

このPTAの出席率も非常に悪かったり、いつも来る方が決まっているというような形の話もありますので、やはりそういったのも一緒だと思うんですね。また、この家庭教育学級もそうです

よね。やっぱり、いつも参加される方はもう本当に間違いない、しっかりと子供の教育に対しても理解がある方だと思います。だけど、そういった方もやはり参加してもらわないと学校教育としても成り立っていかないと思いますので、教育長どうですか。その辺の考え方として。

○教育長（瀬戸上護君）

今、社会教育団体もそうなんですけれども、おっしゃるとおり、PTAにしる、いろんな団体が、なかなか出席いただけない。出席される方々は非常に意識も高いと。どうやればいいたろうかと。SNSを通してこういうのがあるよというような案内の仕方とか、そしてまた、行ってみたらよかったよというような、地道に本当にこういった参加した方のついで、参加を促していくというような取組を進める以外にないのかなという気もしております。また、子供会の取組の中にも、女性団体が一緒に入っていったりとか、もう幾つか団体ありますけれども、いろんな事業をするときにイベントをするときも、それぞれの団体もまた一緒になって参加していくような、そういう地域が一つになっていくような取組も今後検討していかないといけないのかなと、そういうふうに思っております。

○委員（宮内 博君）

目内流用の関係で3点お尋ねをしたいと思います。教育委員会関係で、教育費の小学校費のところ、教育振興費で4ページですけれど、教育振興費、備品購入費116万4,000円。役務費155万7,000円。それから保健体育費のところ委託料1,190万2,000円ということで流用があります。この説明をお願いします。

○委員長（木野田誠君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時55分」

「再開 午後 3時11分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

先ほどの流用についてお答えいたします。需用費の消耗品費から備品購入費のほうに116万4,000円流用してございます。内容としましては、理科教育設備整備のための備品購入費不足による流用という形でございます。二つ目でございますが、備品購入費から役務費です。通信運搬費としまして155万7,000円流用してございます。こちらにつきましては国分北小ほか10校の光インターネット切り替えのための工事費ということで通信運搬費不足によるという形で流用してございます。3点目につきましては、スポーツ・文化振興課の分でございますので、こちらのほうではお答えできないかと思っております。

○委員（宮内 博君）

流用そのものは極力避けなければいけないと。予算の計上の在り方が問われる、そういうものだろうというふうに思いますけれども、今回のこの流用を受けて、今後の対応をどういうふうに議論されてらっしゃるのかお伺いします。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今、委員が述べられるとおりでございます。予算につきましてはきちっとした時点で確定をして使用すべきだと思います。流用については極力避けていくべきだと考えております。この2点につきましては、どうしても早急な対応が必要ということで、やむなくしたところでございますが、今後、しっかりした形で予算組みをして、流用がないよう努めてまいりたいと思います。

○委員（山田龍治君）

主要な施策の成果127ページ、ITのことは僕が聴かないといけないと思いますので。これだけの台数をまず導入されたということで、恐らくこの何台かには不具合が生じたものではないかなあとと思いますけれども、その不具合がなかったかどうか、お示しいただきたいと思います。

○メディアセンター指導主事（時任志郎君）

端末の不具合についてお答えします。正確な数については把握しておりませんが、各学校のほうで充電保管庫に入れても充電がされなかった端末があるなど、幾つかの不具合があり、その後、導入業者により交換が行われています。

○委員（山田龍治君）

ということは、令和3年度になってしまうんでしょうけれど、今はそのような不具合はないということでしょうか。

○メディアセンター指導主事（時任志郎君）

導入初期の不具合については、各学校の申告により各導入業者により交換がなされておりますので、現段階で初期不良の端末はありません。

○委員（山田龍治君）

各クラスが30人以上だと思しますので、通信関係の不具合はなかったでしょうか。

○メディアセンター指導主事（時任志郎君）

通信関係の不具合ということで、当初想定していた通信環境の下で動いている環境の中では、何台かネットワークにつながらないという不具合が出て、それについても業者のほうで対応している状況はあります。

○委員（山田龍治君）

不備があった機械が発生した場合、この予備というものは何台か準備されているんでしょうか。

○学校教育課学事グループ長（濱田香織君）

小学校につきましては7,423台ございまして、令和3年5月1日時点の児童生徒数になりますが7,418人となっておりますので、5台予備がございます。小学校につきましては。市内全体です。

○委員（山田龍治君）

5台しか予備がない場合に、もし仮に授業で不具合が発生した場合には、どのような対応をされているんでしょうか。

○メディアセンター指導主事（時任志郎君）

学校で不具合があった際には、そのときにサポートセンターのほうへ連絡をとりまして、その端末を入れ替えるという形で行っています。こちらで予備機を持っている場合には、連絡を受け次第そちらに届くようにして、できる限りそういった使えない時間というのが発生しないように努力はしているところです。

○委員（山田龍治君）

授業が滞る場合があると思いますけれども、先ほど時間の不備がないようにということでしたけれど、サポートセンターに連絡して予備が来るまでに授業が終わるのかなと思いますけれども、その辺の対応をどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

○メディアセンター指導主事（時任志郎君）

現段階では、各学校で1人1台使っている状況になりますので、もし、不具合があつて授業の際、使えないというのが発生した際には、やはり、委員のおっしゃるとおり、授業で使えない時間というのが発生する中で、各学校で工夫しながら授業を進めてくださっている状況だと思います。

○委員（山田龍治君）

実際にそのような不具合が起こった事例はありますか。

○メディアセンター指導主事（時任志郎君）

いろいろな不具合がある中ですけれども、例えばカメラで写真を撮影することができない状況があったり、先ほど申し上げましたとおりネットワークが繋がらないということで、インターネットを活用した授業ができなかったというような事例はあります。

○委員（仮屋国治君）

2点ほどお尋ねいたします。成果表の128ページ、学校環境検査事業についてお尋ねいたします。この事業の事業費は幾らだったのかが一つと、あと不適合箇所、どのような不適合があって、改善できたのかをお知らせください。

○学校教育課主幹（瀨尻市子君）

学校環境検査事業については、令和2年度の決算額として298万6,500円になります。不適合箇所についてですけれども、ダニアレルゲンの発生、あと、ホルムアルデヒドとかの空気関係の不適合がありまして、ダニアレルゲンなどについては作業をして、再検査して、全ての再検査をした中で合格を頂いております。

○委員（仮屋国治君）

多分、毎年このような環境検査はなさると思うんですけれども、毎年する中でもこういうことが起きてくるのかなという思いがするわけですけれども、その他起きるような不適合というのはどのようなものが過去にあったかお知らせください。

○学校教育課主幹（瀨尻市子君）

水質検査でも不具合があることもありました。先ほど申し上げたダニアレルゲンですけれども、使っている部屋がパソコン室とか音楽室とか、床にカーペットが敷いてある部屋がちょっと検査に引っかかるケースが多いように思われます。

○委員（仮屋国治君）

1回の不適合で改善すると根絶できるものなんですか。それとも何年後かにはいろいろな所で起きてくるものなのか、その辺のところをお知らせください。

○学校教育課長補佐（久留理剛君）

ダニアレルギー等は換気を十分することによって改善が図られるんですが、そもそもカーペット等を敷いている場所ですので、パソコンとか機器類が重要なものが置いてある場所ですので、換気もなかなか難しい状況ではあるのかなというところですので、検査の前に、ある程度喚起をして、機器類の清掃等も踏まえて対応しているというのが現状だと思います。それからプールに関しましても、定期的に水を交換するんですけれども、そこがうまくいかなくて、たまたまという表現が正しいかどうか分かりませんが、検査をしたときに大腸菌等が出てくるとかというのがあってすけれども、そういった場合には薬の投薬をしたり、水のオーバーフローをしたりとか、そういったので環境基準内に収まるような対応をしているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

子供たちの安心安全のためにシビアな検査体制を望んでおきます。それともう1点、成果表の135ページの4番目、文化財整備事業の実施の1項目目、旧田中家別邸の修繕というのがありますけれども、これは令和2年度の事業費が幾らだったのか、お示しいただきたい。

○社会教育課長（新門勝利君）

事業費が61万7,000円、県補助が2分の1ですので、市の負担は30万1,700円です。

○委員（仮屋国治君）

委託工事契約の実施状況の中には記載はないですね。あるかないか、お知らせください。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

すいません、こちら修繕になるものですから、工事費のほうには入っておりません。

○委員（仮屋国治君）

財産管理課でも旧田中別邸に関して400万円近いお金が出費をされているんですよ。今、県費入れて61万円となると、500万円近い金額が投入されている文化財ということになるわけですけども、総務の中でも全庁的に検討して、もう少しこの文化財をうまく活用して、地域、また霧島市の活性化につながるようなことを考えていただきたいということを申し上げましたけれども、教育部として、この別邸の活用について、どのようなことをなさっていらっしゃるのか、今後、どのようなことを考えているのかお示しをいただきたいと思います。

○社会教育課長（新門勝利君）

ここの旧田中家別邸は、御承知のとおり、福山の海岸端にあつて、旧町時代からその活用についていろいろ検討されていたこともあつて、あと一般質問等でもお風呂場のこととか、そういうのが出て、県指定ではない部分の、何とかせつかくいいものが地元にあつて、教育部の中の修繕というのは、雨漏りとか外壁のそういう軽微なものでございましたが、今、そういう話が福山総合支所とも話をしながら、何かこう活用策が見出せないかということで、教育部としても一緒になって今後取り組む検討について語って、今、ステージにはありますので、部的には総務のほうになったりしますが、教育のやはりその文化財の保存活用。活用の部分で、これは保存としての修繕ですけど、活用というところではもうこれはここだけに限らず、いろんな文化財の活用については、やはり、教育的な部分でございますので、今後も、そこも含めて、ここだけではなくて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

といいましてもね、合併16年たちましたけど、15年ほど前、産業教育委員会で視察に行ったことがあるんですよ。この福山の地域別邸の辺り、何とか活用したらどうかということで、もう15年たっているわけです。ですから、どこがリーダーシップをとるのか分かりませんが、すばらしい文化財があつて、大隅線跡があつて、歩いて回る場所にはとてもいい場所のような気がしますから、何かいい方策を見つけてほしいと思うんですけども、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（瀬戸上護君）

市内には幾つか、旧田中別邸のたたずまいといいますか、本当にこの、ちょっと足を伸ばせばという、いろいろあそこだけではなくて、一つのエリアとしての活用。ほかのところも含めてもうちょっと知恵を出して何かできないかということを、私どもとしては、特に子供たちを中心に何か伝えるものができたらなど。そういうことも含めて、今後、知恵を絞っていききたいと、そういうふうに思っております。

○委員（山田龍治君）

成果表の134ページの郷土館についてお尋ねしたいと思います。新型コロナの影響でいろいろあったと思いますが、各施設の入場者数をお示しいただきたいと思います。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

各施設の令和2年度の入場者数をお答えいたします。国分郷土館が利用人数844名【同ページに訂正発言あり】。隼人歴史民俗資料館が1,133名、隼人塚史跡館が1,080名。横川郷土館59名。霧島歴史民俗資料館が46名となっております。

○委員（山田龍治君）

コロナ前と比較して何%ぐらい各減があるのかお示しいただけますか。人数でもいいです。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

すみません、人数でお願いいたします。国分郷土館のほうが、先ほど844名と申し上げたんですが、令和元年度は1,595名でした。隼人歴史民俗資料館は、令和元年度が1,619名のところが令和2年度に1,133名になっております。隼人塚史跡館が令和元年度が1,672名のところが1,080名になっております。横川郷土館は、令和元年度36名が、令和2年度59名にこちらはちょっと増えております。霧島歴史民俗資料館は、令和元年度が59名のところが46名になっております。全体としましては、令和元年度が4,981名のところが3,162名、令和2年度はなっております。

○委員（山田龍治君）

行政施設ですので、費用対効果ということも、民間よりは考えなくてもいいものだと思いますけれども、横川、霧島含めて、1年間でも換算しても、何日かに1回とかという数字なのかなあと考えたときに、こういったいろいろ議論があると思いますけれども、今後、こういった霧島の財産というのをひとかたまりにして提示をするような、そういう考えというのはないのでしょうか。

○社会教育課長（新門勝利君）

郷土館、歴史資料館等、五つあるわけですが、議会でもまた委員会の中でも御説明しているところですが、冒頭、教育部長のほうから教職員住宅のところでも、公共施設の管理計画の話がちょっと触れられましたが、この郷土館についても統廃合ということで今、準備を進めているところです。まずは今言った稼働率のこともありまして、それと去年はコロナのことで大幅に減ってはいなかったんですけど、やはり国分隼人を中心とした三つの館は減ということで、そこには人の配置だったり、維持、修繕等のことも含めましてありますので、今、展示するもの、それぞれのこの五つの館の。あと、収蔵するもの。見せるものと保管するもの。やはり保管するものは相当あって。あとは、農機具を中心とするものがだぶっているものがそれぞれ、昔の農機具とかそういうのはどこでもあるもの。あと、寄贈されたものと借りているもの。今それを一つ一つ、本当に丁寧に目録なんかと合わせながら精査をして、それで絶対量が大体見えてきますので、令和6年をめどにというお話をさせていただいていますけれども、それについて、今度は収蔵する場所も見付けないといけないし、その締めるところは締めて、そこに掛かる経費、人件費、そういうものがありますので、様々な面から含めて、取組を今進めている最中ではございます。

○委員（山田龍治君）

シビックプライドとかよく言いますけれども、一番活用しやすいとか、強制的にという表現は悪いんですけど、入場者数を増やすのであれば、当然、学校の小学校の生徒さんにこういったものを見てもらおう。義務教育の過程で中学生の方までも、こういったものを見て、自分たちの歴史、自分たちのまちの歴史を見ながらその体験をしていくことによって、この入場者数というのも少し上がるのかなと思います。自分たちの子供も、こういったところに行ってそれを見たことが小学校でないのかなと思いますので、今そういうことを学校でさせているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長補佐（久留理剛君）

小学校3年生から社会科の学習が始まります。3年生では主に校区、それからわがまちですね、市町村について学習を進めておりますので、そういった中で社会科見学等で、こういった施設を活用していることはあるんですけども、いかんせんちょっと施設と遠ければですね、なかなかバスを借りたり、タクシーを、ジャンボタクシー等を使ったりということで、予算的なものがある場合にはなかなか行けない。ですから、徒歩で通えるような場所であれば、授業で使っているところもあると思うんですけども、なにぶん、45分の授業時間ですので、行って見学をして帰ってきてとなりますと、2時間から3時間ということになりますので、その辺りの時間を生み出すことができるように、学校等は工夫していると思うんですけども、現状としては、そこが可能な学校は、実際にできているのかなというふうにして思っているところです。多く使っているんですけど、ここ

やはり一、二年はコロナ禍の影響で、そういったところに、なかなか密集するような場所であれば、活用がなかなか難しいところもあるのかなというのが現状だと思います。

○委員（山田龍治君）

郷土愛を育むかとなると、学校教育課が主体になって、自分たちのまちの歴史を調べたりとかするのはそこしかないと思うんですね。そこが、そのような姿勢で、郷土愛を謳っても、全く響かないのかなと思います。郷土愛を育てると学校教育課が言うのであれば、こういったものをちゃんと予算をかけて、自分たちのまちの歴史をしっかりと知ってもらいたいということも大切なのかなと思いますし、事業の内容も含めて、時間の取れないということもありますけれども、タブレットも含めて新しい授業の形ができてきているわけですから、そういうのをうまく活用しながら、郷土の自分たちの財産を頭に焼きつけるということは、子供の中でも大切なのではないかなあとと思いますけれどもいかがでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今、委員、述べられたとおりだと思います。先日、議会のときに、濱田尚里選手の話をしました。あのときは人材という、地域の人材ということだったと思うんですけども、ここにつきましては、いろんな地域の資財、また資源だと思うんですね、こういった施設についても。そういったところをきちっと子供たちに伝えるということが大事だと思います。それで、小学生につきましては、私たちの霧島市という冊子を持っております。これは、授業の中で使うものなんですけども、そういったところとも連携しながら、こういった施設をうまく組ませてですね、生かしていくということが必要なのかなと思います。それから、先ほど頂きましたタブレットにつきましても、こういった郷土資料館に行ってどれだけ写真が撮れるのか、撮っていい許可があるとかそういったことあると思いますけども、そういったこともクリアしながら、より身近に感じるような手だてについて、工夫していきたいと思います。

○委員（山田龍治君）

皆さん方が打った一手が子供さんたちの心に残って、大人になったときに、例えばこの資料館が非常に修繕をしないといけない状況にあって、クラウドファンディングとか寄附をしてくださいと声を掛けたときに、あのときに行った郷土館がそんなに大変なのかと思ったその教育が、教育関係の方々がしてくれたその一手が、もしかしたら将来につながるかもしれない。そういうことをするのがやはり教育の役割だと思いますので、ぜひ、教育長も含めて検討していただいて、心の醸成をしていただければと思います。要望です。

○委員（池田綱雄君）

中央高校にお尋ねいたします。成果の138ページ、進路決定が100%ということで、本当すばらしいと思います。そこで、施策の方向で、きめ細やかな就職指導に努めるとあります。具体的処置として、企業情報の収集と新規求人、開拓とあります。成果のところ、新規開拓事業所として、霧島市が2企業、霧島市外が15企業とありますが、霧島市の新規開拓事業所が2企業というのは、非常に少ないのではないかなと思います。この辺はどうなんですか。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

新規の就職先の開拓につきましては毎年度取り組んでおりまして、令和元年度については、8企業、令和2年度は2企業ということで、どんどんどんどん開拓していくんですけども、どうしても新しい所がなかなか少なくなってくるのかなというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

就職の担当の先生、そういう先生方は、市内の企業がどのような内容なのか。そういうのをどのようにして把握をされているんですか。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

進路指導につきましては、今、就職の試験が始まっておりますけれども、それまでの間に非常にたくさんの企業のほうから募集がありました。そういうことで、進路指導のほうでも、その中を精査しまして生徒の皆さんに紹介しまして就職につなげているというような形になります。

○委員（池田綱雄君）

ということは、毎年、企業訪問をされているということでいいんですか。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

後で回答させてもらってよろしいでしょうか。確認させてください。【62ページに答弁あり】

○教育長（瀬戸上護君）

それぞれの高等学校の取組はあるわけですが、毎年6月に入りますと、もう7月から求人票を企業は出します。私どもとしては、商工と連携をしてハローワークも一緒になって市長も一緒に、その新規求人票提出依頼というので一緒に要請もします。そしてまた、市内に高校が5校ありますが、進路指導あるいは校長、管理職だけじゃなくて進路指導の先生とかが一番直接語れるわけですので、一緒に市内の企業をずっと回って情報収集と求人票の提出、早期提出についての依頼は毎年行っているところです。そのほかに、それぞれの学校の進路担当のほうは鋭意開拓をしている。子供たちの進路のニーズに合わせて、どういった企業があるかというところで足を運んでいる取組はしているだろうと思います。

○委員（池田綱雄君）

私は昔、企業誘致の担当もしたことがあります。今、霧島市はいろんな業種の企業が入っていて、私は東京辺りに行かなくても、霧島市のほうが充実しているんじゃないかなと思います。だから、先生方が企業がどういう仕事をしているのか知らなければ、生徒にきめ細かな指導はできないと思いますよ。だから、どのような指導を。市内がたった2企業、新しく開拓したのが。市外が15と。全然違うんじゃないかなというふうに思うんです。霧島市には毎年数社の企業が進出してあります。また、たくさんの企業が増設もしております。充実しておると思います。だから、毎年変わっているんですね。だから、毎年、この企業訪問というのはするべきじゃないかなというふうに思います。きめ細かな就職指導に努めるとありますから、生徒たちが市外に行かなくても、市内に勤めるようなそういう指導していただきたいと。ここで、教育長のことを頂きたかったんですけれども、何かあれば。

○教育長（瀬戸上護君）

おっしゃるとおり、市内の高校生たち、新卒の人たちが本当に市内にあるいろんな業種の魅力。今、よそに出なくても、ここにあるよということをもっと知らせてもらおう。そしてまた、子供たちも実際足を運んで、見学会とかですね。そして、実感を持って就職していただきたいと。これは本当におっしゃるとおり、毎年、進めていかないといけないと思っていますし、県外からの求人票に負けない、早く出してくださいと。早く目に触れたときこそ印象になりますということと一緒に訴えているところでもありますので、ぜひ、そういった取組をやっていくと同時に、やはり進路指導のそれぞれの学校の進路担当者がこうだああだという丁寧な説明ができるような体制は、それぞれの学校でとっていかないといけない部分だと思っています。

○委員（池田綱雄君）

そのとおりだと思います。就職の先生が内容を知らなければ、子供たちには言えないですよ。あんたはここが向いているよとか、そういうことを指導するのは、就職の先生だと思う。子供たちは知らないと思いますよ。だから、先生方に十分企業の把握をしていただきたいなとお願いしておきます。

○委員（宮内 博君）

132ページの社会教育施設費の関係でお尋ねであります。天降川共同利用施設の休館日はどういうふうに設定されてますでしょうか。

○社会教育課学習支援グループ長（井上寛昭君）

土日が休館日となっております。

○委員（宮内 博君）

成果のところでは、民間のノウハウを生かしたサービスの提供ができたということであってあるんですけども、土日に利用できないというのが、地域からはなぜ開けてくれないんだという要望が強いわけですよ。それで、月曜日、ほかの公共施設は休館になっている所が多いですから、月曜日に開けていただくというのは有り難いことであるんですけども、実際2日連続、土曜日と日曜日2日連続で休館にするというところの部分は改善できないのかと。勤労者の方たちは平日は利用できないわけですよ。そういうことから考えると、土日開けるべきだというふうに思うんですけども、その辺の民間のノウハウというのは活用できないんですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

サン・あもりについては、宮内委員がおっしゃるとおりで、土日というのが閉館というのがあると思います。これについても多分経緯があると思います。指定管理者とは毎月、担当が報告をしたりしますので、その辺については、そういう声もあると。多分、実際、現場でもそういう話もあるのかもしれないので、また、担当を含め指定管理者側と話をして検討できるものは変えていければというふうに考えています。

○委員（宮内 博君）

令和2年度から指定管理者も変わっているわけですよ。それで休館日の形態が以前から変わっていないと。これまでも要請しているんですけど、なかなか改善されないといえますか、指定管理者が変わっても同じような状況を踏襲するという状況ですので、地域の方たちの利便性を考えた上で対応を考えていただきたいということを要請しておきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（新橋 実君）

国分中央高校にお伺いします。工事契約の実施状況の84ページですけども、中央高校の食品加工施設の改修工事が条件付一般競争入札になっているんですけど、この理由をお聴きします。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

国分中央高等学校の食品加工施設改修工事、電気と建築給排水ほかですが、工事の金額が700万円以上ですので、条件付一般競争入札で発注しております。

○委員（新橋 実君）

一般競争と条件付きとは別ですよ。どういった条件が付いたんですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

霧島市の入札の場合は、霧島市内の業者に限定してやりますので、それが条件付きということで、条件付になっております。通常の一般競争入札であれば、霧島市内の指名願を出している業者だけという形になりませんので、霧島市内の業者で霧島市の格付が付いた業者だけを対象にした競争入札ということで、条件付という文言が付いております。

○委員（新橋 実君）

ということは、中身は何もないと。その条件というのは、ただ、霧島市内の業者であれば誰でも参加できるという理解ですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

霧島市に指名願を出しており、格付条件がA B C Dランクあると思うんですけども、そのランク

が付いている業者を相手にした競争入札ということで条件付きということになっております。

○委員（新橋 実君）

今まで条件付きといった場合は、中身がいろいろと工夫されて、こういった条件が付いているかと思ったんですけども、それではないんですね。霧島市のそういうランクがあって、そのランクを取ってさえすれば別に問題ないと。とういことは、どれだけの業者が参加されたのか分りますか。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

三つありまして、建築のほうは3社、給水ほかのところは9社、電気のほうは7社でございます。

○委員（新橋 実君）

例えば、28ページなんか見ると、一般競争入札ということでは隼人中学校の校舎の大規模改造工事とか電気とかいろいろ載っていますよね。こっちは一般競争ですよ。そっちは条件付きと。どこが違うんですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

内容は同じなのですが、記載違いということではないかと。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休 憩 午後 3時55分」

「再 開 午後 3時58分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

契約方法につきましては、一般競争という書き方で統一してございます。中央高校のほうの条件付というのは、条件付一般競争入札で霧島市の入札は全てやっているんですけども、ここの契約方法のところは一般競争という書き方で書いておりますので、中央高校の条件付きを書かなくてよかったのが書いてあるというところでございます。

○委員（山田龍治君）

食品加工場のことについて関連して工事のことではなくて質問したいと思います。この加工場ができてから、令和2年度に利用した実績は幾つあるか、お示しいただきたいと思います。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

新学習指導要領のほうは2022年、来年度から始まります。食品加工室は完成しているんですけども、今年度はどういう食品加工品を作るかというところでやっておりますので、今年度については、その加工品というのは製造していないところです。

○委員（山田龍治君）

せっかく建物を造って準備ができたのに、ものが前に進んでいないというのは、いささか問題があるのかなと思いますので、せっかく市税を投入して出来た建物であれば、実績をしっかり作ってすべきなのかなと思いますけれども。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

来年度に向けて準備をして、作っていないような表現でしたけれども、どういうものを作るかというところで授業の中で一部使っております。

○委員（山田龍治君）

中央高校の子供さんがいる親の方から以前、御連絡がありまして、加工場がせっかくできたのに使われていないというような御相談を頂きました。せっかく、これすばらしいものに加工を工夫し

てやれば、いろいろな事業に展開できると思いますので、今後は、その計画に基づいて積極的に稼働させていただければなと思います。要望です。

○委員（鈴木てるみ君）

成果表の126ページ、いじめ・不登校対策についてお伺いします。前年に比べて小学校も中学校も人数が増えているんですが、この中に病気で長期入院中のお子さんの数っていうのは入っているのでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

この中には病気等による長期欠席者については含まれておりません。

○委員（鈴木てるみ君）

中学校を卒業してしまうと、8050の予備軍ということで、大変心配するわけですが、この子供さんたちの情報というのはにじいろと共有はしているのでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

子供さんの不登校のいろいろな状況によっては、必要な部分についてはにじいろとか、それ以外の関係機関もごさいますけれども、そういったところと情報共有はしているところでございます。中学を卒業したからそれで終わりということではないと思いますので、高校に進学した後、なかなか、我々、義務制ですから中央高校を除いては引き続きというところは難しいんですけれども、中学校が今度は高校と連携を取りながら、その子の進学先と連絡を取ったりとか、そういった追跡調査については、各中学校のほうで行ってくれているものと考えております。

○委員（鈴木てるみ君）

せっかく自前で高校を持っているので、そういうお子さんたちを何とか高校で受け入れて、社会で自活できるようなそういう体制を取っていただければなというふうに思います。

○教育長（瀬戸上護君）

長期欠席者、いろいろ事情はあるわけですが、子供たちそれぞれどこかできっかけをつかんでいきたいという思いも持っていると思います。そういったときに、この高校進学を機に非常に変わっていくというケースも多々ありますので、高校の受入側の体制、そういった意味では中高の連携を綿密にしながら、そういった契機になるようにやっていくように。また今、中学校と高校のほうも市内の連絡協議会というのもありますので、そういったところでも取り組んでいけたらと思っております。

○委員（山田龍治君）

*****。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

***。

○副委員長（宮田竜二君）

成果表の136ページ、図書館運営について質問いたします。図書館の施策の学習環境の充実の中で、環境整備で新型コロナウイルス感染症対策として、非対面型の貸出・返却・受取り、これが私も利用させていただいてすごくいいと感じています。それ以外に二つ目、読書活動推進の中で、私が知ら

なかったのが、予約リクエストによって公共図書館総合貸借というのがあって、成果のほう見ると、総合貸借で、県立図書館から311冊、鹿児島市立図書館200冊、その他の図書館から104冊借りて、霧島市はほかの図書館に115冊貸し出したということかなと思うんですけど、こういうことがどういうような内容なのか詳しく教えてください。

○管理図書グループサブリーダー（久木田みどり君）

県のほうで、県のポータルサイトというインターネットでつながってるサイトがございまして、それで県の公共図書館がどこで何の本があるっていうのが検索できるシステムがございまして、それを使っておりまして、利用者からリクエストを受けます。そしたら本館にない本であっても、県の図書館で調べましたら、これは始良の図書館にあるというのが分かりましたら、そこに申込みを致しまして、借り受けをするというシステムになっております。同じように、県内の公共図書館でも霧島市の図書館にある本が借りたいという場合は、こちらに依頼をしていただいて貸出しを郵送で致します。そういったシステムになっております。

○副委員長（宮田竜二君）

鹿児島県立図書館のポータルサイトからしかアクセスできないんですね。私は霧島市のポータルサイトをいつも使っているんです。霧島市からされないということだと、ちょっと霧島市の市民の人がちょっと使いにくいかなと思うんですけど。それと今、教えていただいたのは、私が例えば鹿児島県の図書館にして、何か探したら、鹿児島市立図書館のやつがヒットしたら、霧島市立図書館に私が借りに行かないといけないんですかね。ちょっと教えてください。

○管理図書グループサブリーダー（久木田みどり君）

鹿児島市立図書館に本があるということで、借り受けしたいという場合には、電話でも受付をしておりますし、ネットで鹿児島市立図書館とつながっていませんので、電話で受けるか、窓口に来ていただくというような形になっております。県立図書館のポータルサイトがございまして、県民であれば誰でも閲覧することができます。ですので、県立図書館のポータルサイトと霧島市のホームページ、サイトを見ていただいて、どちらの本も検索できるというような形になっております。

○副委員長（宮田竜二君）

私、認識ができなかったのは、鹿児島県のポータルサイトからだと検索ができる説明だったんですけど、今、霧島市のポータルサイトからも検索ができるって言ったんですけど、それは正しいですか。

○管理図書グループサブリーダー（久木田みどり君）

霧島市のポータルサイトでは、霧島市内の国分と隼人の図書館のみの検索がございまして。鹿児島市内の本を予約をするときには国分図書館に来ていただいて、窓口で手続をし、霧島市の図書館に届きますので、それを、また利用者の方に連絡をしまして取りに来ていただくというようなシステムになっております。

○副委員長（宮田竜二君）

説明で分かりましたけれども、霧島市民の方が鹿児島市立図書館とか、ほかの市町村の図書館の図書を借りれるとかいうのを私知らなかったんですけど、皆さん知っていたのか。これは何か広報とかはされていますか。

○管理図書グループサブリーダー（久木田みどり君）

ホームページとかでお知らせしているのと同時に、館内でも周知を致しております。

○副委員長（宮田竜二君）

その実績がこの数値なんだと思うんですけど、ちょっと私が知らなかったわけなんですけど、もう少し周知されたほうが、霧島市民の方々のサービス向上につながると思うので、ぜひもう少し

広報の仕方ちょっと御検討ください。

- 国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（北井上真悟君）
市立図書館のホームページにリンクも貼ってあるんですけども、そこも分かりにくいところもあるかと思しますので、もっと周知等に務めて、特に県立図書館の分は無料で借入れができますので、またそういった広報にも努めてまいりたいと思います。
- 委員（新橋 実君）
関連ですけども、国分図書館に設置された機器は幾らしたんですか。
- 国分図書館主幹（山口由美君）
3,999万6,000円でございます。
- 委員（新橋 実君）
今、それを見ると随契という形で委託の期間ということになってますよね。令和2年10月1日から令和3年3月30日まで。これはどういうことですか。委託の期間ということになってますけれど。
- 国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（北井上真悟君）
まず、システム導入に当たっては、今あるシステムと関連がございますので、そこの随意契約をしていくしかないという状況になります。このうちの約半数がメインがICタグを書籍に貼るところが主な業務内容になってまいりました。ですので、委託ということで発注をして、関連機器を導入したということになります。
- 委員（新橋 実君）
私が聴いてるのは、この機器自体の金額は幾らですかということをお聴いているんですよ。
- 国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（北井上真悟君）
機器関係で1,844万7,000円でございます。
- 委員（新橋 実君）
これは国の補助があったということなんですけども、1844万7,000円、それは全額補助ということになるんですか。それとも市の持ち出しもあったということですかね。
- 国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（北井上真悟君）
補助自体は、全体のものでやっていますので、内訳はないです。機器に対しての全体の中での3,000万円が補助で1000万円が市の単独という形になります。
- 委員（新橋 実君）
今、国分図書館についていますけれども、例えば隼人図書館にも付けたいとなった場合は、どういう形になるんですか。別に機器だけはあるわけですよ。委託でほかにいるわけでしょう。お金がまた別に。そういう場合を想定して質問してるんですけども、国分だけでいいのかなということがあったもんだから。
- 国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（北井上真悟君）
こういったICタグ関連機器となりますので、メインになるところはICタグの整備を一緒にしなければならないということになりますので、国分についても全部貼っているわけではございません。図書館の表に出してある本にのみ貼って対応して、閉架書庫にある分については貼っていないという状況です。ですので、同様に隼人の分をもしするとなれば隼人の本に全てICタグを貼って、隼人に必要なICT関連機器を入れる必要があるという形になります。
- 委員（新橋 実君）
先ほど言われましたけれども、機器についての金額というのは把握をされていないと。あくまでも3月31日までの委託の全体の金額で、先ほど3,999万6,000円と言われましたけれども、その金額しか分からないという理解ですか。

- 国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（北井上真悟君）
もちろん契約の中でそれぞれ明細が出ておりますので、先ほど申し上げたものはその委託料の中
に含まれる機器の整備に係る委託ということの金額になります。
- 委員（山田龍治君）
主要な施策の成果135ページの5番目の民俗芸能保存団体の育成ということで、返納が3団体、申
請なしが6団体ということだったんですけれど、この返納と申請しなかったところはこういった理
由でされなかったのか、お示しいただきたいと思います。
- 社会教育課長（新門勝利君）
新型コロナウイルス感染症の拡大は社会教育にとって本当にいろんな各種団体、いろんなことも
影響ありまして、特にこの市民芸保存会については、日頃から後継者の問題とか、継承していく活
動のということで、それがこのコロナの影響でなかなか練習ができなかったり、集まることができ
ないということがありました。それでかねてなら活動があれば、最初の時点で申請をするんですけ
れども、その時点でなかなかもう動きがとれないということの意味での活動が減少したり、できな
かった団体が多かったということで奨励費がもともと未申請だったものと、申請をしたけれど思う
ような活動ができなかったという意味でのこの件数になります。
- 委員（山田龍治君）
心配したのは団体がなくなったのかなと思ってしまったもんですから、この28団体というのは残
ってるということでもよろしいんですね。
- 社会教育課長（新門勝利君）
そこは何とか大丈夫です。
- 委員（山田龍治君）
課長のお話のとおり、恐らくこの協議会のほうも非常に苦しい状態なのかなと思いますので、お
金をやるだけで維持ができるのであれば、それで済むのかもしれないですけど、そういった問題
じゃないのかなと思います。後継者の問題とかってというのは非常に大きいので、例えば学校の小学
校の中の運動会の中に盛り込んでみるとかというような方法もあるのかなと思ったり、子供さんた
ちにそれを授業の中で伝えて運動会の中で披露するとかですよ。そうしながら、この団体に巻き込
んでいくとかという方法もあるのかなあと思ったりもしたんですけども、そのような今、同じこ
とをしても、恐らくこのまま続けていったらじり貧になっていくと思いますので、そういった
仕組みを変えていく方法が必要じゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 社会教育課長（新門勝利君）
委員のおっしゃるとおりだと思います。既にもう学校行事等で披露している部分もあったり、子
供たちを取り込んでいる保存会も多く存在しております。ただ、コロナ禍で発表の機会がそういう
ところも学校でもできなかったり、地域でも披露ができなかったりということで、社会教育課のほ
うには連絡協議会の中で、情報を把握してそれを発信するというのも、連絡協議会ですけど、
それぞれの団体の活動が見えなかったりもするもんですから、そこをつなぐということで、こうい
う活動しているんだなということも、今までもやっておりますので、また、引き続きコロナ禍であ
りますけれど金銭的には少ない金額ですので、側面から支援するということが大事だと思いますの
で、今後引き続き、取り組んでいきたいと思います。
- 委員（山田龍治君）
地元の学校だけではなく、大規模校、そういったところのパイが大きいところに、こういったも
のを提案していくということも大事なかなと。地元の学校で小規模なところの場合は、やっぱり
パイが狭いので、つなげていくっていうのは非常に難しいものだろうなと思いますので、パイの大

きい学校にそういったものを投げかけてみて、親御さんたちがその姿を見るとかでも変化があるのかなと思いますので、また御検討いただきたいと思います。要望です。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

先ほど、池田委員から御質問ありました進路の先生が企業を回っているかということなんですけれども、進路指導部のほうに確認しましたところ、進路の先生方で、市内の企業を訪問しているということでございましたので御報告いたします。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部関係に関する質疑を終わります。以上で、本日予定をしております審査を全て終了いたします。次の審査は明日9時から行います。本日はこれで散会します。

「散会 午後 4時23分」